

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定 のあり方に関する調査研究

平成 27 年度 総括研究報告書

研究代表者 白銀 暁

平成 28 (2016) 年 5 月

目 次

I . 総括研究報告		
補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究-----		1
白銀暁		
II . 分担研究報告		
1 . 補装具費支給制度の種目構造上の課題に関する調査研究 -----		5
白銀暁・山崎伸也・仲泊聡・井上剛伸・石川浩太郎・浅見豊子		
(資料) 補装具費支給制度における判定状況ならびに種目構造のあり方に関する調査票		
2 . 外国等における関連制度に関する調査 -----		43
井上剛伸		
3 . 補装具費支給制度における義肢価格の推移について -----		53
我澤賢之		
III . 研究成果の刊行に関する一覧表 -----		61
IV . 研究成果の刊行物・別刷 -----		63

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
総括研究報告書

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究

研究代表者 白銀 暁

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器臨床評価研究室長

研究要旨

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度であり、身体障害者にとってそれは命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、その運用場面での課題が指摘されており、対応する制度の見直しが求められている。本研究は、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造等の整理・明確化を行うとともに、それに対応した基準額の設定や調査方法等のあり方を提案することを目的とし、（１）種目構造の整理、（２）価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立、の２つの課題を設定した。種目構造に関しては、本年度は関連する研究報告等の精査による情報収集と整理を行い、研究会議によって議論を深めるとともに、支給決定に係わる全国1,741市区町村の担当者を対象としたアンケート調査を実施して現場での課題を把握した。また、海外の給付制度の状況について、インターネットでの情報を基に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。価格に関しては、義肢の採算が厳しいこと背景を明らかにする作業の一環として、制度発足以降の価格の推移と物価指数の推移の比較を行った結果、現時点では両者の間に大きな乖離は認められない結果を得た。これを踏まえ、次年度以降実施予定の採算・費用構成等状況の把握のための調査において、作業時間、素材使用量など数量にかかる調査の重要性が示唆された。

研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所・副義肢装具士長

先進総合機能回復センター・リハビリテーション科
診療教授

研究分担者 仲泊 聡 国立障害者リハビリテーションセンター病院・第二診療部長

研究分担者 井上 剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所・福祉機器開発部長

研究協力者 石川 浩太郎 国立障害者リハビリテーションセンター病院・第二診療部第二耳鼻咽喉科医
長

研究協力者 浅見 豊子 佐賀大学医学部附属病院

A. 目的

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度である。同制度は、補装具を必要とする障害者にとって、命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、これまでに制度運用上の課題がいくつか指摘されている。厚生労働省の平成24年度障害者総合福祉推進事業によるテクノイド協会の調査では、複数の課題が指摘

されており、また、平成 26 年度の補装具評価検討会においてはこれら課題について議論された。より効果的・効率的な制度運用に向けて、現在、これらに対応できるような制度の見直しが求められている。

本研究では、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造等の整理・明確化を行うとともに、それに対応した基準額の設定や調査方法等のあり方を提案することを目的とした。そして、その目的達成のために、(1) 種目構造の整理、(2) 価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立、の 2 つの課題を設定した。

B . 方法

B-1 . 種目構造の整理

本研究課題に関連する過去の調査報告の内容を精査し、その他関連情報の収集を行って種目構造上の課題を抽出し、研究分担者および協力者・関係者による研究会議を行って課題を整理した。

さらに、これを踏まえて、補装具の支給決定を司る市町村の担当者を対象に現行の種目構造の課題についてアンケート調査を行い、問題点を確認した。対象は全国の 1,741 自治体 (1718 市町村+東京 23 特別区)とし、郵送法によるアンケート調査とした。調査期間は 2016 年 1 月 15 日から 2 月 28 日までであった。期間は、当初、1 月 29 日を期限としていたが、より多くの回答を得るために、期限を 4 週間延長した。

また、海外の給付制度の状況について、インターネットでの情報を基に、ヨーロッパを中心に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。

B-2 . 価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立

当該年度は、製作事業者を対象とした補装具種目毎の採算・費用構成等状況の把握のための調査準備を行った。

なお、当事者や自治体などを対象とした情報収集においては、個人情報の保護に十分留意するとともに、倫理的な配慮が必要である課題については事前に国立障害者リハビリテーションセンターの倫理審査委員会に諮問し、承認を受けてから実施することとした。

C . 結果

C-1 . 種目構造の整理

研究会議による課題整理によって、姿勢関連補装具、感覚関連補装具、義肢装具それぞれに関して、取り組むべきいくつかの課題を明らかにすることができた。車椅子、座位保持装置などの姿勢保持関連補装具は、類似する部分もあって判断が難しいケースもあることが指摘されていた。そして、この点に関しては、いくつかを整理統合することによる改善を期待する意見があった。感覚関連補装具については、補装具適合判定にかかわる眼科医からの意見のなかに、一つの種目とされる眼鏡に、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡という使用目的の異なるものが含まれているところから生じる問題が多く見受けられた。聴覚障害関連補装具については、補聴器の重度難聴用と高度難聴用の適応に関する問題、交付品目と現状の普及製品との不適合の問題などが認められた。義肢装具については、完成用部品に登録されている部品点数が多く、また支給制度を支える医療や行政に係わる全ての人が理解して扱うために必要な情報が行き渡っていないことから理解が難しくなっている点などが挙げられた。

これら研究会議による課題整理で得られた課題を踏まえて作成した調査票を用いて実施した、アンケートの回収数は 805 件で、回収率は 46%であった。種目構造に関するアンケート調査から、市区町村担当者の約半数は自治体担当者のみで理解できず、更生相談所に頼っていることが明らかとなった。姿勢保持関連補装具については、車椅子と座位保持装置の違いが特にわかりにくいようであった。また、盲人安全つえのベル、フラッシュライト等、製品が存在しない種目を削除することによる整理の可能性が確認された。さらに、デジタル補聴器やワイヤレス

補聴援助システムの普及や骨導補聴器問題など、現状に見合った制度の調整が必要であることが伺われた。一方、特例扱いとなっている補装具について、価格設定の要望が確認された。

海外の給付対象については、国または地方自治体でリストを作成して制度を運用することが主流であることが示された。ただし、リストの内容については、製品ごとのリストから用具の機能ごとのリストへと変更され、それに基づいた制度への改訂の流れがあることも示された。給付種目については、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州と比較して、補装具費支給制度の特徴としては、移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないこと、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられた。これらの中では、日常生活用具でカバーされるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置については、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州 W の制度において、補装具費支給制度と同様に、車椅子に装着する物とそれ以外の物を別々にカテゴリズしていることが示された。

C-2 .価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立

価格根拠把握のためのプロトコル開発のため、今年度製作事業者・販売業者等を対象とした補装具種目毎の採算・費用構成等状況の把握のための調査を行う予定であったが、今年度実施された価格改定の影響を含めた調査が必要であると判断し、調査実施を来年度に変更し、その準備を進めた。

なお、福祉制度外での市場価格による取引が行われているものの実勢価格把握に関して、ユーザーにかかる障害者団体等が存在する種目については調査のコストとメリットを比較しつつ購入者価格の調査により裏付けを強化することを検討した。

義肢・装具・座位保持装置の完成用部品価格については、海外関連制度の情報を収集すると共に、部品の機能・特徴と価格の関係に着目し先行研究（井上ら）で既に進められている骨格構造義足以外の部品の機能・特徴の情報整理に向けて種目毎の性質の

違いに関する情報収集を行った。

義肢の採算が厳しいことが、先行研究（井上ら）で指摘されている。その背景を明らかにするために、過去の価格推移の検討、正味作業時間の内容検討を行う。今年度は代表的な構成による幾種類かの義肢について制度発足以降の価格の推移と物価指数の推移の比較を行った。比較の結果、現時点では両者の間に必ずしも大きな乖離は認められなかった。

D .考察

種目構造上の課題については、これまでの更生相談所を主な対象とした調査とは異なり、支給決定に携わる担当者からの情報が得られた点で、重要であると考えられる。種目構造の見直しによって改善可能と思われる課題もあったが、それだけでは解決不可能な課題も見受けられ、それらに関しては、ガイドライン等による情報提供、担当者の研修等、別途対策が必要であると考えられた。海外の状況からは、給付種目が製品ごとのリストから、機能ごとのリストへと変更が進む流れが伺われた。国によって事情が異なるため単純に比較することはできないが、補装具費支給制度の長期的に安定した運用を目指す上で、さらに調査を行って、参考情報として考慮に含めておく必要があると考えられた。平成 28 年度は、これらの調査結果に基づき、種目構造の修正案を作成するとともに、当事者や関連団体等を対象とした調査を行ってその影響を明らかにしていく予定である。

価格設定については、義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする作業の一環として、制度発足以降の価格の推移と物価指数の推移の比較を行った。その結果、昭和 56 年度以降大きく義肢価格が引き下げられたことはなく、また現時点では両者の間に大きな乖離は認められないことが確認された。近年義肢価格は、素材単価の変化率に応じた調整、人件費の時間当たり単価の反映などを踏まえた価格改定がなされている。今回の検討結果により、義肢の価格を考えるうえで、比較的調査が容易な投入物の単価面のみならず、調査の作業負担が大きいと考えられる数量面（素材費における素材使用量、人件費にお

ける作業時間)の検討が重要であることが示唆された。平成 28 年度は、義肢以外の種目も含めた製作事業者・販売業者等を対象とした補装具種目毎の採算・費用構成等状況の把握のための調査等を行い、調査方法・価格設定方法の検討、案の作成を行う予定である。

E. 結論

我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す補装具費支給制度に関して、その効率的・効果的運用を目指し、種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究を実施した。本年度は主に情報収集と整理を行い、研究会議によって議論を深めるとともに、いくつかの調査を実施して課題解決に向けた情報を得ることができた。今後は、障害当事者や関係専門職、流通に関わる製作事業者等の同制度

に深く関係する者達の意見の聴取を行うなどして、慎重に検討を行っていく。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給制度の種目構造上の課題に関する調査研究

研究分担者	白銀 暁	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器臨床評価研究室長
研究分担者	山崎 伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 副義肢装具士長
研究分担者	仲泊 聡	国立障害者リハビリテーションセンター病院 第二診療部長
研究分担者	井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部長
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター病院 第二診療部 第二耳鼻咽喉科医長
研究協力者	浅見 豊子	佐賀大学医学部附属病院 先進総合機能回復センター・リハビリテーション科 診療教授

研究要旨

本研究の目的は、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造に向けた課題の整理・明確化を行うことであった。過去の調査報告の内容を精査するとともに、関連情報の収集を行って種目構造上の課題を抽出し、研究分担者および協力者・関係者による研究会議を行って課題を整理した。同課題に基づき、補装具の支給を司る市区町村の担当者を対象に、支給決定の状況および現場での課題に関してアンケート調査を実施した。結果、種目構造上の課題がいくつか明らかとなり、種目構造の見直しによって改善可能なものと、担当者の研修や情報提供、運用方法の周知徹底などによる対応が必要なものがあると考えられた。

A. 目的

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度であり、身体障害者にとってそれは命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、厚生労働省の平成24年度障害者総合福祉推進事業によるテクノエイド協会の調査等において運用場面での課題が指摘されており、平成26年度の補装具評価検討会においても議論されてい

る。現在、これらの課題に対応する制度の見直しが求められている。

本研究では、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造に向けた課題の整理・明確化を行うことを目的とした。

B．方法

B-1．種目構造上の課題の抽出・整理

過去の調査報告の内容を精査するとともに、関連情報の収集を行って種目構造上の課題について抽出した。研究分担者および協力者、関係者による研究会議を行って、課題となる点を整理した。

B-2．市区町村における種目構造上の問題点の調査

現行の種目構造の課題について、補装具の支給を司る市区町村の担当者を対象にアンケート調査（付録1）を実施した。アンケートは郵送による調査とし、全国の1,741市区町村（1718市町村+東京23特別区）に調査票を送付した。調査期間は2016年1月15日から2月28日までであった。期間は、当初、1月29日を期限としていたが、より多くの回答を得るために、期限を4週間延長した。市区町村種別によるクロス集計を行った。

C．結果

C-1．種目構造上の課題

姿勢保持関連補装具、感覚関連補装具（視覚障害、聴覚障害）、義肢装具の3つの領域について、収集情報を整理したものを表1にまとめた（一部、基準額に関するものも含む）。

以下、まとめたものを分野別に記した。

（1）姿勢保持関連補装具

車椅子、座位保持装置などの姿勢保持関連補装具は、類似する部分もあって判断が難しいケースもあることが指摘されている。そして、この点に関しては、いくつかを整理統合することによる改善を期待する意見があった。具体的には、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子などの座位関連補装具の統合が期待されていると考えられた。ただし、地域によって車椅子、座位保持装置の併供が認められないケースがあることを指摘する意見もあり、必要な補装具が支給されないような状況を避けるための配慮が必要であると考えられた。

また、「高校3年生問題」として、児のみ対応となっている種目に関する課題を指摘する意見もあっ

た。小児では、成長に伴う身体変化が大きく、成人とは異なる配慮が当然必要であるが、わかりにくさに繋がる可能性もあり、慎重に検討する必要があると考えられた。

さらに、補装具費の支給に関して、規定の補助額では対応できないといった意見もあった。この点については、基準額設定に関する研究課題において検討する必要があると考えられた。

（2）感覚関連補装具

（視覚障害分野）

研究協力者からの依頼に対して得られた補装具適合判定にかかわる眼科医からの意見のなかには、一つの種目とされる眼鏡に、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡という使用目的の異なるものが含まれているところから生じる問題が多く見受けられた。これは、現場の裁量で申請者の必要に応じた基準をその行政上の判断をもとに個別に定めていたことから生じると考えられ、これが居住地による支給内容の相違を生むことになったと思われる。この多様性は、矯正眼鏡では近用と遠用、遮光眼鏡では屋外用と屋内用、弱視眼鏡では焦点調整式としての拡大鏡の支給の可否という点でさらに拡大していた。さらには、盲人安全つえの適合判定に関する課題も挙げられた。また、補装具申請にかかる意見書の書式の違いに対する疑問や市区町村担当者に対する苦情も挙げられた。これらは、ある意味で当事者の意見を代弁するものであると考えられる。

（聴覚障害分野）

聴覚障害関連補装具については、補聴器の重度難聴用と高度難聴用の適応に関する問題、市場ではデジタル補聴器の普及率が高くなっているが、補装具としてのデジタル補聴器の支給率やその修理項目に関する問題、気導補聴器の型式（ポケット、耳かけ、耳あな）の交付割合や交付に際しての問題が生じていないかの確認、骨導補聴器は支給率が低いことが推測されるが、その実態や型式（眼鏡型、カチューシャ型）に関する問題、補聴援助システムとして最近になって普及率が高まっている2.4GHz デジタル

ワイヤレス補聴援助システムの状況などに関する調査が必要と考えられ、調査アンケート用紙の質問項目に加えた。

(3) 義肢装具

義肢装具については、時代の流れに合わせたかたちで義肢装具の製作に必要な部品が補装具等完成用部品として制度に取り入れられてきている。個々の部品について機能を理解し適切なものが利用者に渡ることが重要である。しかし、登録されている部品点数は多く支給制度を支える医療や行政に係わる全ての人々が理解して扱うための必要な情報が行き渡っていないため理解することは難しい。

近年支給される数が少しずつ増えてきている筋電電動義手や義足の膝継手や足部部品がより使いやすいものへと進化していく中、部品の高機能化が進んでいる。毎年新しい義肢装具部品が補装具等完成用部品として制度に取り入れられている。自治体が更生相談所の判定に合わせて出される義肢装具製作事業所からの見積り内容を、どのような考えのもと支給につなげているのか、また、自治体がどのような立場や考え方を持っているのか明確にしていくことが必要であると考えられる。

C-2. 市区町村における種目構造上の問題点

回収されたアンケートの総数は805件で、回収率は46%であった。自由記載以外の各設問の結果を表2～表23に示した。

(1) 市区町村での支給決定の状況

市区町村での支給決定件数は、別添の表にまとめた。補装具費の支給決定に関わっている職員の職種としては、事務職がほとんどであった。専門職の関与は、ケースワーカーが約11%、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士などはそれぞれ3%前後であった。中には、エンジニアが関わるという回答も0.2%（2件）あった。市区町村別で見ると、区で専門職の関わる割合が高く（理学療法士23.5%、作業療法士11.8%など）、村では低かった（理学療法士、作業療法士ともに関与なし）。支給決定している見積

り内容についての理解は、「ほぼ自分たちで理解して内容確認をしている」との回答が46.5%、「内容が専門的であるため更生相談所をお願いしている」が25.2%であった。理解が困難な点については、「専門的なものが多く理解しがたい」、「機器の名称だけではわからない」、「完成用部品が特にわかりにくい」などの意見があった。

(2) 姿勢保持関連補装具

姿勢保持関連補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）については、その支給において該当種目がわかりにくいと感じることがあると約70%が回答した。そして、約60%が、いくつかをまとめて整理することが必要であると回答した。このうち、約85%が車椅子と座位保持装置をまとめたほうが良いと回答した。また、児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じるとの回答は約53%であった。

(3) 感覚関連補装具

(視覚障害分野)

市区町村担当者に対して行った調査結果において、視覚障害関連補装具の支給決定は、眼鏡、義眼、盲人用安全つえの3種目を合わせた総計で18歳以上4.61件（11.6%）、18歳未満0.37件（3.1%）であった。そして、特例補装具では18歳以上0.03件（8.8%）、18歳未満0件（0%）であった。該当種目に迷うことがあると回答したのは約18%であり、このうちの約8割が眼鏡に関してのものであった。要望の多い種目として、48%の市区町村で盲人安全つえを、31%の市区町村で眼鏡を挙げた。ただし同時に、6%の市区町村で視覚障害者用補装具の申請がないと回答している。

現状、製品が存在しない盲人安全つえのベル、フラッシュライト、木製ポリカーボネート樹脂被覆付を削除することについて約55%が賛成した。ただし、賛成の理由のほとんどは、「製品が存在しないのであれば削除してよいと思われる」というものであり、10%の反対する者の理由では、「製品は存在しなくても、過去に支給を受けた人の修理等があるかもしれ

ない」「今後、製品が再び出される可能性がある」などがみられた。また、35%がその他を選んでおり、その理由のほとんどが「わからないから」ということであった。

具体的な削除・追加に関する意見を回答したのは6%に過ぎなかった。2.7%は盲人安全つえに関するもので、修理や部品の規定の追加を求めるものであった。また、2%は眼鏡に関するもので、規定では判断できない特殊な状況が多数あることがうかがわれた。また、「意見書から処方用具を読み取れない場合がある」等の眼科医による意見書の記載の不備を訴えるものも散見された。

(聴覚障害分野)

聴覚障害関連補装具において、先に挙げた課題別に整理して結果を見ると、該当種目に迷うことがある(高度と重度の適応範囲や型式(ポケット、耳かけ、耳あな)の選択など)と回答したのは21.2%であった。またデジタル補聴器の普及の中で、聴覚障害関連補装具の修理において該当種目に迷うことがあると回答したのは9.0%、補聴器の種類にアナログだけでなくデジタル補聴器を取り入れることに賛成したのは80.2%であった。骨導式補聴器に関して過去5年間の処方実績は7.8%であった。現状で製品が存在しない骨導式眼鏡型を削除することについて54.2%が賛成した。記述式の回答では、デジタルワイヤレス補聴援助システムの取り扱い、人工内耳との併用に関する意見が多く認められた。

(4) 義肢装具

補装具等完成用部品については、毎年多くの部品が追加登録されているが、個々の部品全てについて詳しい情報を入手することはとても困難である。それぞれの市区町村が行っている情報収集の方法は、回答の合った698件中419件が厚生労働省からの通知で部品を確認しており、次いでがインターネットで調べる275件、義肢装具製作事業者に聞く249件、テクノイド協会の「義肢装具等完成用部品情報システム」で調べる176件と続いていた。重複回答も多く、46%の市区町村で複数の手段を使い部品についての情報収集を行っていることが分かった。

高機能で高額な部品使用については、更生相談所の判定に従って対応すると回答したのは、72.4%であり、更生相談所による判定が重視されていることが分かった。高額でも必要であれば決定していきたいが13.2%、義肢装具を使いこなしていることが分かれば可能な限り出したいとの回答が9.7%であり、合わせると22.9%であった。

特例補装具扱いである筋電電動義手の基本価格や製作要素価格について、基本価格や製作要素価格について価格設定が必要かの問いに、希望するとの回答が51.9%、希望しないが38.8%、回答なしが9.3%であった。

D. 考察

種目構造上の課題に関する本年度の調査の結果を踏まえ、特にアンケート調査についての考察を以下に述べる。

(1) 市区町村での支給決定の状況について

約半数の自治体で、担当者のみで理解できず、更生相談所に頼っている現状が明らかになった。これは、更生相談所の役割から考えると当然とも言える結果であるが、補装具費支給制度の運用における更生相談所の重要性が再確認されたとも考えられる。一方、市区町村別でみると、区においては専門職の配置が進んでおり、特に小規模な自治体において、更生相談所との連携が重要となる可能性が考えられた。

その他、申請に対して書類上の確認に留まり、実物を見たことがないなどの意見があり、その影響もあつてか、補装具には専門的なものが多く理解し難い、完成用部品が特にわかりにくいなど、などの意見が多く認められた。また、数年ごとに担当者が変わるなどの記述から、自治体担当者において補装具に関する知識や経験の蓄積が進みにくい状況も伺われた。

(2) 姿勢保持関連補装具について

市区町村担当者の意見から、現状の種目構造がわかりにくいという点は、ほぼ共通した認識であると考えられる。この点について、いくつかをまとめて

整理することを支持する意見が多く得られたが、それを求めない意見も多くあった。本研究課題では詳細な理由を確認できていないが、おそらく、まとめた場合には、当然、現場に何らかの影響があるものと推察されることから慎重な検討が必要である。まとめることの必要性を指摘する回答者の多くは、車椅子と座位保持装置の統合を挙げた。両者は、使用目的が根本的に異なるものであるが、それを構成する製品や部品は共通するものが多くなっており、申請書類に示される製品名等で判断するものにとっては、区別が難しくなっているものと考えられた。

児のみ対応については、そのわかりにくさに関して意見は拮抗しており、市区町村担当者においてその必要性は理解されており、ある程度受け入れられている現状が伺えた。ただし、姿勢保持関連の補装具の種目が多い要因の一つであることは確かであるので、この点については引き続いて詳細な分析が必要であると考えられた。

(3) 感覚関連補装具について

(視覚障害分野)

眼科医の意見と市区町村担当者の意見の共通する部分として、眼鏡の多様性による判定における困難さを挙げるができる。これは、その使用目的や機能が異なる用具を「眼鏡」という名称で一括りにしてしまっていることに原因があると思われる。そして、矯正眼鏡では、近くと遠くを見るためには異なる処方が必要になり、遮光眼鏡では環境の照度によって最適となる処方は異なる。また、拡大鏡の支給の可否についても両者で共通した問題意識が持たれていることがわかった。さらには、量産店の格安眼鏡価格と補装具費との乖離や、コンタクトレンズの耐用年数(4年)と一般的なもの(2年)との乖離が指摘された。以上、制度と実際が様々な点で乖離していることが伺え、今後のその是正の必要性が明らかとなった。

また、今回の調査により、眼科医と市区町村担当者が互いの不備に対して指摘した。これは、視覚障害者用補装具の支給実績が少ないため、両者ともにその知識が不足しているところに原因があると思わ

れる。今後、両者に対しての研修活動等を強化する必要のあることが示された。

最後に、これまでの調査には当事者の意見が直接反映されていないことを指摘したい。今後の課題として、当事者への同課題に関する聞き取りを行うことを進言したい。

(聴覚障害分野)

聴覚障害関連補装具の該当種目に関する点においては予想通り、高度難聴用と重度難聴用の区別、耳かけ式・耳あな式など型式の区別、両耳装用の適応などに問題がある現状が認められた。一方で迷うことがあると挙げた自治体は約2割にとどまった。また修理に関する該当項目で迷うことがある自治体も9%にとどまり、当初の予想より頻度が低い結果となった。自治体の中で制度解釈をしながら現状に取り組んでいる姿勢が予測される結果となった。その中でデジタル補聴器を聴覚障害関連補装具に含めるべきと言う意見は8割に達し、現状に即した形で制度を整えていく必要が示唆された。同様に骨導補聴器についても処方実績は7.8%、骨導式眼鏡型削除に54.2%が賛成と、制度と実情を合致させるよう改訂が必要と考えられる結果となった。自由意見からは、FM送受信システムに代わる新しいデジタルワイヤレス補聴援助システムや、急速に使用患者数が増加している人工内耳にも併用できる機器について、常にテクノロジーの進化に応じた整理が急がれるべき現状が再認識された。

(4) 義肢装具について

義肢装具については、多くの部品が完成用部品として登録されているが、それぞれの市町村で複数の手段を使い部品についての情報収集を行っており、多くの時間を費やさなければ欲しい情報を入手できないことが示唆された。高額部品の支給については、更生相談所の判定内容に従って対応すると7割強の自治体から回答があった。重複回答であるが「高額な部品であっても必要であれば決定していきたい」、もしくは、「使いこなしていることが分かれば可能な限り出したい」を選択されたのは177件あった。一方では、「最低限機能するものを支給する」と「予算

がないため高額なものは支給できない」の選択が 24 件あり、財政状況が苦しい自治体の現状が現れた。

高額なものとして筋電電動義手の支給で特例補装具についての考え方について、製作要素価格設定についての問いの回答は「価格設定を希望する」が 51.9%、「価格設定を希望しない」が 38.8%、「無記入」が 9.3%であった。「価格設定を希望する」理由に価格の妥当性の判断や予算確保の事務的流れを記載していたものが 95%を締めていた。一方で、「価格設定を希望しない」の理由には「更生相談所に意見をもらう等の特例補装具として検討しているため、現状のままが良い」が 109 件、「申請がないため現状のままで困らない」「分からない」「無回答」が 162 件であった。特例補装具としての検討についても重視していることが分かった。

E. 結論

補装具費支給制度の種目構造について、運用上の課題に関する情報を収集して整理するとともに、支給決定に関与する市区町村担当者を対象とした調査を行った。結果、種目構造上の課題がいくつか明らかとなった。課題には、種目構造の見直しによって改善可能なものと、担当者の研修や情報提供、運用

方法の周知徹底などによる対応が必要なものがあると考えられた。前者については、いくつかの具体的な改善点が得られたことから、今後、さらなる分析と議論を行いつつ、それらの点について更生相談所や当事者等に対する調査を行うなどして慎重に検討を進めて行く。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表 1 補装具費支給制度における課題リスト

課題種別	カテゴリ	課題内容	備考
種目構造	姿勢保持具	立位保持装置・臥位保持装置の種目が無い(日本車椅子シーティング協会)	
種目構造	姿勢保持具	(児のみ) 座位保持椅子は座位保持装置に統合できないか	
種目構造	姿勢保持具	(児のみ) 頭部保持具は完成用部品で対応可能ではないか	
種目構造	姿勢保持具	年齢で種目が変わる。高校3年生問題	
種目構造	姿勢保持具	更生相談所の判定基準がまちまちで、統一されていない	
種目構造	姿勢保持具	座位保持装置と車椅子、電動車椅子、座位保持椅子が別種目になっていてわかりにくい	
種目構造	姿勢保持具	判断基準が身障法の別表に基づいているので、告示される品目に左右される	
種目構造	姿勢保持具	テーブルの上にウレタンを貼ると座位保持装置になり、貼らなければ車椅子付属品となる。 どちらも付属品にしてほしい	
種目構造	姿勢保持具	Jay やバリライトなどの一部のクッションが座位保持装置に分類され、車椅子クッションの範疇になく、脊損の対麻痺者では使用が認められない。特例補装具では手続きに二の足を踏んでしまうこともある	
種目構造	義肢装具	補装具費支給事務取扱要領の基本工作法の採型に記されている「ギプス包帯法」を削除	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	補装具費支給事務取扱要領の「膝サポーター」の名称を「膝関節軟性装具」に変更	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	下肢装具の継手で使われる金属素材と同様にカーボン素材も使えるようにしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	補装具費支給事務取扱要領の加熱形成となっているが加熱成型の間違いである。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	下肢装具の支持部、足部の B の皮革の「小」を削除し全て「大」で取れるようにしてほしい。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	膝当て、膝パッド、矯正ストラップについての説明分を追加し、膝パッドおよび矯正ストラップを加算要素へ使いしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具以外の装具の基本工作法で「ギプス包帯法による」及び「陰性モデルへのギプス泥の注型」を削除してほしい。インプレッションフォームやハンドスキャナーを用いたものがあるため	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具以外の装具の基本工作法の「ギプス包帯法による」を削除してほしい。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	購入基準の中に「筋電・電動式」を追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	大腿義足の SACH 足部の説明で「性状」とはるが「形状」の間違いである。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	ソケットの製作要素の「カーボンストックネット素材」のストックネットを削除してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	殻構造義肢の 15 歳から 17 歳の使用年数を 1 年 6 か月から 1 年に減らしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造義手にも殻構造義手同様の区分が必要である。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造の基本工作法で「チッタソケットは「チェックソケット」の間違いである。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造の基本工作法で「フォームラバー」と「フォームカバー」に変更してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造義手の基本価格に作業用、能動式を設定してほしい	テクノエイド調査結果より

種目構造	義肢装具	全ての義手で支持部で形状を整える場合に加算できるようにしてほしい。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造義手でもハーネスにたわみ継手および前方支持バンドの設定を設けてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	先天性股脱装具の対象が障害児	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	内反足装具を成人でも使えるように	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	装具を製作する支柱材料にプラスチックの支柱、プラスチックとカーボンを追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	X脚又は、O脚(障害児に限る)を削除	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	短下肢装具の説明文の「下肢」「下腿」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	プラスチックの支柱、プラスチックとカーボンを追加	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	足底装具の製作方法で採寸は実態にあっていない	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具の整形靴と特殊靴の説明を明確にしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	頸椎矯正用枕(障害時に限る)を削除してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	仙椎装具オスグットブレイスコールドウェイブレスは現在使われていないため削除してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	肩装具の「外点」「外転」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	分娩麻痺用の障害児に限るを削除？	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	肩装具に「D軟性」を追加	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	手背屈装具に軟性を追加(皮革で作成することもあるため)	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	採型法にインプレッションふぉーむによるものデジタル機器による陰性モデルの採型を追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	可撓性のプラスチック継手	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	下肢支持部の製作方法の加算としてサンドイッチ構造の加算追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	文言の修正「熱硬化性樹脂」「繊維強化プラスチック」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	文言の修正「熱可塑性樹脂」「プラスチックシート」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	加算要素に足関節軟性 支柱付き 支柱なし をつかしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具の木型に木型用発泡剤を使用した場合に加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	上肢装具の骨盤支持部に「C皮革等」を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	上肢装具の加算で肘パッドも設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	肘関節軟性を支柱付、支柱なしを設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	軟性装具の耐用年数を2年から1年にしほてほしい。	テクノエイド調査結果より

種目構造	感覚関連補装具	弱視眼鏡焦点調整式としての拡大鏡は良い方の目の矯正視力が0.4未満でない認められない	東京都
種目構造	感覚関連補装具	矯正眼鏡は良い方の目の矯正視力が0.4未満でない認められない	三重県
種目構造	感覚関連補装具	視野障害だけでは矯正眼鏡が補装具にならない	岡山県・福井県
種目構造	感覚関連補装具	矯正眼鏡は「近用・屋内用」の欄と「遠用・屋外用」の欄に分かれているが、「遠用・屋内用」で処方したい時もあるので、記入する際に迷う	福井県
種目構造	感覚関連補装具	遮光眼鏡の遠用・近用の同時申請また屋内・屋外用の同時申請ができないところがある	奈良県
種目構造	感覚関連補装具	遮光眼鏡の屋外と屋内で1本ずつ同時に申請できるが、屋内用として遠用と近用が必要だ	福井県
種目構造	感覚関連補装具	遮光眼鏡、弱視眼鏡、矯正眼鏡をおのおの認めるところとそうでないところがある	東京都
種目構造	感覚関連補装具	矯正眼鏡と弱視眼鏡焦点調整式を同時に申請したら、どちらか一つしか通らなかった。矯正眼鏡で遠くが見えていたら、弱視眼鏡焦点調整式は必要ないという見解とのことであった。	福井県
種目構造	感覚関連補装具	拡大鏡を弱視眼鏡焦点調整式として補装具と認めているところとそうでないところがある	東京都・奈良県・京都府
種目構造	感覚関連補装具	70代の視力視野4級の方、就労・就学している訳ではないのと弱視眼鏡焦点調整式が認められなかった	静岡県
種目構造	感覚関連補装具	視野障害2級で遠用度入り遮光眼鏡処方、度入りは認められなかった	静岡県
種目構造	感覚関連補装具	視野障害5級、職業上、近用遮光眼鏡が必要なるも視力が良いので認めないといわれた	静岡県
種目構造	感覚関連補装具	支給時役場のすすめる業者一覧にかいてある業者にいったところ、体に合わない白状をわたされていた	山形県・鹿児島県
種目構造	感覚関連補装具	補聴器の重度難聴用と高度難聴用は一般に3級と4級の間で分けられるが、4、6級で重度用を処方される割合はどれくらいか。	
種目構造	感覚関連補装具	アナログ補聴器の交付割合はいくらか。(ポケット、耳かけ、耳あな:それぞれに分けて)	
種目構造	感覚関連補装具	骨導補聴器の処方件数および、カチューシャ型、眼鏡型の割合はどれくらいか。	
種目構造	感覚関連補装具	オーダーメイド耳あな式を希望する割合はどれくらいか。耳あな式処方の使用条件は現状のままでよいか。	
種目構造	感覚関連補装具	FM送受信システムと2.4GHz送受信システムの交付に関する最近の動向はどのようになっているか。	
種目構造	その他	H25年度テクノイド協会調査で供給関連事業者等の回答で挙げられた、基本価格・製作要素価格に関する項目追加等に関する妥当性検討と妥当と判断された場合の価格案作成。	対象補装具種目は、さしあたり意思伝達装置以外全種目
種目構造	その他	特例補装具の比率が高い種目について、その背景状況の把握と、当該特例補装具(のうち特定の型が多く出ているのであれば)の通常補装具とするべきか否かの検討。テクノの特例補装具調査が参考になるかと思います。	(仮に決定件数ベースで特例補装具率30%以上とすると)骨動式ポケット型/骨動式、起立保持具、排便補助具
基準額設定	姿勢保持具	起立保持具の補助額(27,400円)では、実際のところ製作ができず、特例交付が多い。 座位保持装置の補助額の価格表を元に更新を要望(日本リハビリテーション医学会関連機器委員会)	
基準額設定	義肢装具	下肢装具の採型区分に大腿部のみの装具、下腿部のみの装具を設けてほしい	テクノイド調査結果より

基準額設定	義肢装具	2種類以上の装具を組合わせた装具の基本価格を加算できるようにしてほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	靴型装具のお採型区分に「半長靴」を追加してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	体幹装具のC-5腰椎装具、仙腸装具の採型区分を狭くしてほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	下肢装具の膝当てを加算要素として取れるようにしてほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	マジックバンドの交換で30mmや40mmの価格を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	基本価格に筋電・電動式の加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	上腕義手、肘義手、前腕義手にライナー式を設定してほしい。	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	肘義手に有窓式の加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	前腕義手に吸着式を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	手関節離断にたいして顆上支持式を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	股義足にカーボン素材の加算を設定してほしい。	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手のソケット B-7にカーボンの加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手のソフトインサートにA-6の枠を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の支持部の装飾用と能動式を分けて金額を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の支持部の装飾用には木製を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の支持部の能動式には筋電電動式の加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の仕上げに手部を設定してほしい。	テクノエイド調査結果より
基準額設定	感覚関連補装具	補聴器の重度難聴用や高度難聴用とほぼ同等の機能を持つ補聴器の、身障対象外の人への販売価格はいくらか。	
基準額設定	感覚関連補装具	補聴器の身障対象外の人への平均販売価格はいくらか。	
基準額設定	感覚関連補装具	身障対象者の補聴器給付において、購入した補聴器が高く、差額給付を受けた割合はどれくらいか。差額の平均額はいくらか。	
基準額設定	感覚関連補装具	障害福祉制度における補装具外での販売価格等調査	車椅子、補聴器等
基準額設定	その他	価格根拠調査先リスト作成	対象補装具種目は、意思伝達装置以外全種目（義肢、装具など種目によっては、製作事業所と販売店とを分けない）
基準額設定	その他	補装具製作事業所、販売店の売上・費用（原価計算）調査	対象補装具種目は、意思伝達装置以外全種目（義肢、装具など種目によっては、製作事業所と販売店とを分けない）
基準額設定	その他	現在価格に明示的には含まれていない、メンテナンス・サポート等に要する費用の把握とその費用の負担方法に関する検討。	対象補装具種目は、さしあたり意思伝達装置以外全種目。

基準額設定	その他	以上を踏まえた、価格根拠把握プロトコルの開発。	全種目対象。
その他	姿勢保持具	車椅子と座位保持装置の併給：地域によって、座位保持装置を作ったら車椅子の支給を認めない。もしくは、車椅子を作ったら座位保持装置の支給を認めない、という地域がある	
その他	姿勢保持具	児童の用具の支給について、歩行器と車椅子との併用が認められないなど、児童の補装具の運用がわかりにくくなっている	
その他	姿勢保持具	ティルト・リクライ車椅子が出しやすくなって良かったが、重く、機構が複雑であるため、対象者への適合だけでなく、介助者への指導が重要ではないか	
その他	感覚関連補装具	以前、視野障害でも弱視眼鏡焦点調整式としての給付がおりたが、最近担当者が代わって、視力障害でないと、おなくなった	京都府
その他	感覚関連補装具	身障手帳を渡される時に一緒に配布される補装具契約事業所一覧が、視覚障害者でなくても、細かすぎて見にくい	鹿児島県
その他	感覚関連補装具	身障手帳を渡される時に一緒に配布される補装具契約事業所一覧に遮光眼鏡の事業所として掲載されている業者アジェンダはまったく遮光眼鏡と関係のない業者であった	鹿児島県
その他	感覚関連補装具	意見書用紙や申請基準が市町村によって異なる	奈良県・神奈川県
その他	感覚関連補装具	遮光眼鏡の意見書に遮光率の記載が必要	東京都
その他	感覚関連補装具	遮光眼鏡については意見書がいらぬところがある	奈良県
その他	その他	自己負担率が高い(10%以上)種目について、その背景状況の把握。コンタクト義眼修理、骨動式ポケット型/骨動式眼鏡型補聴器の修理、眼鏡の特例補装具購入、座位保持椅子の特例補装具修理。	

表 2 . (Q2) 障害者 (18 歳以上) の補装具費支給決定件数 (一般)
 平均値

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	1.80 件	0.30 件	1.81 件	2.11 件	3.35 件
装具	4.55 件	0.83 件	3.21 件	4.08 件	7.59 件
座位保持装置	0.97 件	0.20 件	1.08 件	1.37 件	1.94 件
盲人安全つえ	0.07 件	0.17 件	2.26 件	2.46 件	2.36 件
義眼	0.09 件	0.24 件	0.20 件	0.41 件	0.41 件
眼鏡	0.37 件	1.32 件	0.54 件	1.69 件	1.84 件
補聴器	5.26 件	1.82 件	4.78 件	6.22 件	10.62 件
オーダーメイド車椅子	2.99 件	1.24 件	4.90 件	6.20 件	8.02 件
レディメイド車椅子	1.99 件	1.12 件	2.20 件	2.72 件	4.06 件
電動車椅子	1.53 件	0.30 件	2.53 件	3.14 件	3.97 件
歩行器	0.06 件	0.40 件	0.27 件	0.60 件	0.59 件
歩行補助つえ	0.04 件	0.19 件	1.08 件	1.18 件	1.09 件
重度障害者用意思伝達装置	0.25 件	0.05 件	0.14 件	0.19 件	0.36 件
合計	16.16 件	4.57 件	18.57 件	25.61 件	39.67 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	4.67 件	0.84 件	4.62 件	5.31 件	7.36 件
装具	16.47 件	2.32 件	8.99 件	12.14 件	21.74 件
座位保持装置	2.90 件	0.70 件	3.57 件	4.39 件	5.44 件
盲人安全つえ	0.50 件	0.72 件	7.17 件	7.74 件	7.31 件
義眼	1.21 件	0.75 件	0.72 件	1.07 件	1.41 件
眼鏡	2.99 件	3.42 件	1.88 件	4.67 件	4.98 件
補聴器	19.70 件	8.28 件	13.69 件	17.87 件	29.66 件
オーダーメイド車椅子	16.62 件	9.37 件	15.05 件	21.03 件	27.08 件
レディメイド車椅子	20.82 件	8.01 件	8.96 件	11.31 件	20.20 件
電動車椅子	8.77 件	1.56 件	7.41 件	9.91 件	12.36 件
歩行器	0.51 件	0.84 件	0.66 件	1.18 件	1.19 件
歩行補助つえ	0.20 件	0.67 件	2.87 件	3.01 件	2.78 件
重度障害者用意思伝達装置	0.77 件	0.24 件	0.67 件	0.70 件	1.02 件
合計	67.86 件	17.14 件	56.35 件	77.26 件	115.01 件

表 3 . (Q2) 障害者 (18 歳以上) の補装具費支給決定件数 (特例)
 平均値

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	0.05 件	0.00 件	0.02 件	0.01 件	0.02 件
装具	0.02 件	0.01 件	0.01 件	0.02 件	0.04 件
座位保持装置	0.08 件	0.01 件	0.02 件	0.05 件	0.10 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.03 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.03 件
補聴器	0.10 件	0.03 件	0.13 件	0.15 件	0.18 件
オーダーメイド車椅子	0.11 件	0.04 件	0.05 件	0.09 件	0.15 件
レディメイド車椅子	0.02 件	0.00 件	0.04 件	0.04 件	0.04 件
電動車椅子	0.14 件	0.02 件	0.08 件	0.11 件	0.19 件
歩行器	0.02 件	0.01 件	0.01 件	0.02 件	0.04 件
歩行補助つえ	0.00 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件
重度障害者用意思伝達装置	0.04 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件	0.04 件
合計	0.25 件	0.07 件	0.15 件	0.22 件	0.34 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	0.32 件	0.00 件	0.17 件	0.17 件	0.18 件
装具	0.14 件	0.12 件	0.09 件	0.18 件	0.21 件
座位保持装置	0.39 件	0.12 件	0.12 件	0.37 件	0.46 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.19 件	0.12 件	0.00 件	0.08 件	0.19 件
補聴器	0.41 件	0.21 件	0.77 件	0.78 件	0.81 件
オーダーメイド車椅子	0.31 件	0.28 件	0.25 件	0.41 件	0.49 件
レディメイド車椅子	0.14 件	0.00 件	0.36 件	0.35 件	0.33 件
電動車椅子	0.43 件	0.19 件	0.31 件	0.43 件	0.61 件
歩行器	0.14 件	0.12 件	0.12 件	0.14 件	0.20 件
歩行補助つえ	0.01 件	0.17 件	0.00 件	0.17 件	0.14 件
重度障害者用意思伝達装置	0.18 件	0.00 件	0.08 件	0.08 件	0.18 件
合計	0.70 件	0.48 件	0.99 件	1.21 件	1.24 件

表4. (Q3) 障害児(18歳未満)の補装具費支給決定件数(一般)
 平均値

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d)=(b)+(c)	
技肢	0.02 件	0.25 件	0.08 件	0.29 件	0.24 件
装具	0.33 件	3.83 件	0.73 件	4.23 件	3.88 件
座位保持装置	0.33 件	2.13 件	0.89 件	3.05 件	2.85 件
盲人安全つえ	0.01 件	0.05 件	0.11 件	0.19 件	0.13 件
義眼	0.00 件	0.04 件	0.01 件	0.06 件	0.05 件
眼鏡	0.00 件	0.21 件	0.05 件	0.25 件	0.19 件
補聴器	0.17 件	1.63 件	1.71 件	3.08 件	2.89 件
オーダーメイド車椅子	0.31 件	2.10 件	0.98 件	2.92 件	2.81 件
レディメイド車椅子	0.02 件	1.17 件	0.44 件	1.43 件	1.20 件
電動車椅子	0.04 件	0.43 件	0.21 件	0.62 件	0.54 件
座位保持いす	0.08 件	0.70 件	0.13 件	0.79 件	0.71 件
起立保持具	0.01 件	0.24 件	0.03 件	0.24 件	0.20 件
歩行器	0.02 件	0.50 件	0.07 件	0.60 件	0.48 件
頭部保持具	0.00 件	0.27 件	0.02 件	0.27 件	0.22 件
排便補助具	0.00 件	0.00 件	0.01 件	0.00 件	0.00 件
歩行補助つえ	0.00 件	0.15 件	0.16 件	0.31 件	0.22 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
合計	0.82 件	9.29 件	3.52 件	12.84 件	11.77 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d)=(b)+(c)	
技肢	0.15 件	0.71 件	0.33 件	0.76 件	0.70 件
装具	1.21 件	10.95 件	1.67 件	12.09 件	11.15 件
座位保持装置	1.51 件	5.66 件	2.19 件	7.64 件	7.16 件
盲人安全つえ	0.15 件	0.27 件	0.35 件	0.83 件	0.42 件
義眼	0.00 件	0.20 件	0.10 件	0.26 件	0.22 件
眼鏡	0.07 件	0.57 件	0.25 件	0.90 件	0.53 件
補聴器	0.86 件	5.48 件	3.53 件	7.85 件	7.44 件
オーダーメイド車椅子	1.07 件	6.79 件	2.05 件	8.30 件	7.96 件
レディメイド車椅子	0.14 件	5.57 件	1.72 件	6.07 件	5.36 件
電動車椅子	0.20 件	1.59 件	0.61 件	1.76 件	1.61 件
座位保持いす	0.47 件	1.25 件	0.40 件	1.36 件	1.31 件
起立保持具	0.14 件	0.86 件	0.15 件	0.84 件	0.75 件
歩行器	0.13 件	1.00 件	0.26 件	1.28 件	1.03 件
頭部保持具	0.00 件	1.00 件	0.12 件	1.00 件	0.89 件
排便補助具	0.00 件	0.00 件	0.07 件	0.07 件	0.06 件
歩行補助つえ	0.01 件	0.43 件	0.43 件	0.93 件	0.57 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.00 件	0.01 件	0.01 件	0.01 件	0.01 件
合計	3.87 件	29.44 件	8.23 件	36.70 件	33.95 件

表 5 . (Q3) 障害児 (18 歳未満) の補装具費支給決定件数 (特例)
平均

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	0.01 件	0.01 件	0.01 件	0.02 件	0.02 件
装具	0.00 件	0.06 件	0.00 件	0.06 件	0.04 件
座位保持装置	0.05 件	0.18 件	0.05 件	0.19 件	0.20 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
補聴器	0.14 件	0.29 件	0.19 件	0.41 件	0.41 件
オーダーメイド車椅子	0.06 件	0.14 件	0.04 件	0.16 件	0.17 件
レディメイド車椅子	0.04 件	0.01 件	0.00 件	0.02 件	0.04 件
電動車椅子	0.01 件	0.02 件	0.00 件	0.02 件	0.02 件
座位保持いす	0.05 件	0.18 件	0.02 件	0.20 件	0.18 件
起立保持具	0.11 件	0.41 件	0.05 件	0.43 件	0.42 件
歩行器	0.08 件	0.25 件	0.03 件	0.23 件	0.24 件
頭部保持具	0.01 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
排便補助具	0.01 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件
歩行補助つえ	0.01 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.01 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.01 件
合計	0.23 件	0.75 件	0.20 件	0.88 件	0.80 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	0.11 件	0.12 件	0.09 件	0.14 件	0.15 件
装具	0.00 件	0.68 件	0.00 件	0.67 件	0.56 件
座位保持装置	0.20 件	0.51 件	0.24 件	0.58 件	0.53 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
補聴器	0.39 件	1.06 件	0.56 件	1.16 件	1.04 件
オーダーメイド車椅子	0.36 件	0.39 件	0.22 件	0.44 件	0.52 件
レディメイド車椅子	0.27 件	0.11 件	0.06 件	0.16 件	0.26 件
電動車椅子	0.08 件	0.15 件	0.01 件	0.14 件	0.14 件
座位保持いす	0.20 件	0.59 件	0.14 件	0.63 件	0.56 件
起立保持具	0.43 件	1.09 件	0.20 件	1.18 件	1.08 件
歩行器	0.26 件	0.62 件	0.18 件	0.61 件	0.57 件
頭部保持具	0.08 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.07 件
排便補助具	0.08 件	0.09 件	0.00 件	0.08 件	0.10 件
歩行補助つえ	0.08 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.08 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.07 件
合計	0.74 件	2.26 件	0.60 件	2.46 件	2.18 件

表 6 . (Q4) 補装具費の支給決定に係っている職員の職種

		合計	医師	理学療 法士	作業療 法士	義肢装 具士	ケース ワーカー	エンジ ニア	事務職	その他	不明
全体		805 100.0	31 3.9	25 3.1	22 2.7	20 2.5	87 10.8	2 0.2	749 93.0	63 7.8	4 0.5
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	18 4.1	18 4.1	19 4.3	9 2.1	62 14.2	1 0.2	398 90.9	33 7.5	1 0.2
	区	17 100.0	1 5.9	4 23.5	2 11.8	1 5.9	12 70.6	0 0.0	13 76.5	3 17.6	2 11.8
	町	309 100.0	11 3.6	3 1.0	1 0.3	8 2.6	12 3.9	1 0.3	297 96.1	21 6.8	1 0.3
	村	39 100.0	1 2.6	0 0.0	0 0.0	2 5.1	0 0.0	0 0.0	39 100.0	6 15.4	0 0.0

表 7 . (Q5) 支給決定している見積り内容についての理解

		合計	ほぼ自分たち で理解して内容 確認をしている。	内容が専門 的であるため 更生相談所 にお願いして いる。	その他	不明
全体		805 100.0	374 46.5	203 25.2	186 23.1	42 5.2
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	188 42.9	113 25.8	111 25.3	26 5.9
	区	17 100.0	6 35.3	1 5.9	3 17.6	7 41.2
	町	309 100.0	153 49.5	84 27.2	64 20.7	8 2.6
	村	39 100.0	26 66.7	5 12.8	7 17.9	1 2.6

表 8 . (Q7) 姿勢保持関連補装具の支給において該当種目がわかりにくいと感ずることがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどな い	ない	不明
全体		805 100.0	148 18.4	423 52.5	198 24.6	30 3.7	6 0.7
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	76 17.4	263 60.0	85 19.4	11 2.5	3 0.7
	区	17 100.0	2 11.8	14 82.4	1 5.9	0 0.0	0 0.0
	町	309 100.0	66 21.4	126 40.8	97 31.4	17 5.5	3 1.0
	村	39 100.0	4 10.3	18 46.2	15 38.5	2 5.1	0 0.0

表 9 . (Q8) どのような種目間で迷うことがあるか

		合計	車椅子と車椅子フレームを用いた座位保持装置	電動車椅子と車椅子フレームに電動ユニットをつけた座位保持装置	座位保持装置と座位保持具	座位保持装置と起立保持具	座位保持装置と頭部保持具	その他	不明	非該当
全体		571 100.0	455 79.7	264 46.2	296 51.8	105 18.4	74 13.0	24 4.2	3 0.5	234
市区町村_分類別	市	339 100.0	290 85.5	161 47.5	159 46.9	48 14.2	35 10.3	12 3.5	1 0.3	99
	区	16 100.0	11 68.8	10 62.5	14 87.5	8 50.0	1 6.3	1 6.3	0 0.0	1
	町	192 100.0	140 72.9	82 42.7	109 56.8	40 20.8	30 15.6	10 5.2	2 1.0	117
	村	22 100.0	13 59.1	9 40.9	12 54.5	9 40.9	8 36.4	1 4.5	0 0.0	17

表 10 . (Q10) 姿勢保持関連補装具種目に関して、いくつかをまとめて整理することの必要性

		合計	大いに必要である	必要である	あまり必要でない	まったく必要でない	その他	不明
全体		805 100.0	60 7.5	401 49.8	250 31.1	13 1.6	54 6.7	27 3.4
市区町村_分類別	市	438 100.0	33 7.5	229 52.3	131 29.9	9 2.1	21 4.8	15 3.4
	区	17 100.0	0 0.0	9 52.9	6 35.3	0 0.0	0 0.0	2 11.8
	町	309 100.0	24 7.8	142 46.0	101 32.7	4 1.3	28 9.1	10 3.2
	村	39 100.0	3 7.7	19 48.7	12 30.8	0 0.0	5 12.8	0 0.0

表 11 . (Q11) まとめて整理した方が良いと考える種目

		合計	車椅子と座位保持装置	座位保持装置と起立保持具	座位保持装置と頭部保持具	座位保持装置と排便補助具	その他	不明	非該当
全体		461 100.0	322 69.8	32 6.9	23 5.0	2 0.4	18 3.9	64 13.9	344
市区町村_分類別	市	262 100.0	190 72.5	12 4.6	14 5.3	0 0.0	12 4.6	34 13.0	176
	区	9 100.0	6 66.7	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	2 22.2	8
	町	166 100.0	116 69.9	17 10.2	7 4.2	1 0.6	5 3.0	20 12.0	143
	村	22 100.0	8 36.4	3 13.6	2 9.1	0 0.0	1 4.5	8 36.4	17

表 1 2 . (Q14) 児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じることはあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	100 12.4	330 41.0	271 33.7	84 10.4	20 2.5
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	41 9.4	179 40.9	168 38.4	42 9.6	8 1.8
	区	17 100.0	6 35.3	6 35.3	4 23.5	0 0.0	1 5.9
	町	309 100.0	48 15.5	133 43.0	81 26.2	36 11.7	11 3.6
	村	39 100.0	4 10.3	11 28.2	18 46.2	6 15.4	0 0.0

表 1 3 . (Q15) 児のみ対応の種目に関して、障害者対応種目とまとめて整理することの必要性

		合計	大いに必要である	必要である	あまり必要でない	まったく必要でない	不明
全体		805 100.0	70 8.7	296 36.8	367 45.6	32 4.0	40 5.0
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	32 7.3	154 35.2	215 49.1	20 4.6	17 3.9
	区	17 100.0	4 23.5	5 29.4	6 35.3	0 0.0	2 11.8
	町	309 100.0	31 10.0	124 40.1	125 40.5	10 3.2	19 6.1
	村	39 100.0	2 5.1	12 30.8	21 53.8	2 5.1	2 5.1

表 1 4 . (Q19) 視覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	21 2.6	119 14.8	546 67.8	98 12.2	21 2.6
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	11 2.5	80 18.3	300 68.5	40 9.1	7 1.6
	区	17 100.0	1 5.9	7 41.2	7 41.2	1 5.9	1 5.9
	町	309 100.0	8 2.6	31 10.0	208 67.3	49 15.9	13 4.2
	村	39 100.0	1 2.6	1 2.6	30 76.9	7 17.9	0 0.0

表 15 . (Q21) 現状、製品が存在しない盲人安全つえのベル等を削除することについて

		合計	賛成である	反対である	その他	不明
全体		805	430	76	268	31
		100.0	53.4	9.4	33.3	3.9
市区町村_分 類別	市	438	260	43	124	11
		100.0	59.4	9.8	28.3	2.5
	区	17	11	1	5	0
		100.0	64.7	5.9	29.4	0.0
	町	309	140	30	120	19
		100.0	45.3	9.7	38.8	6.1
	村	39	19	1	18	1
		100.0	48.7	2.6	46.2	2.6

表 16 . (Q26) 聴覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどな い	ない	不明
全体		805	30	141	533	89	12
		100.0	3.7	17.5	66.2	11.1	1.5
市区町村_ 分類別	市	438	11	78	302	44	3
		100.0	2.5	17.8	68.9	10.0	0.7
	区	17	0	5	8	2	2
		100.0	0.0	29.4	47.1	11.8	11.8
	町	309	18	48	195	41	7
		100.0	5.8	15.5	63.1	13.3	2.3
	村	39	1	9	27	2	0
		100.0	2.6	23.1	69.2	5.1	0.0

表 17 . (Q26) 聴覚障害関連補装具の修理において、該当種目に迷うことがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどな い	ない	不明
全体		805	5	68	605	104	23
		100.0	0.6	8.4	75.2	12.9	2.9
市区町村_ 分類別	市	438	2	39	335	56	6
		100.0	0.5	8.9	76.5	12.8	1.4
	区	17	0	3	9	1	4
		100.0	0.0	17.6	52.9	5.9	23.5
	町	309	3	21	230	42	13
		100.0	1.0	6.8	74.4	13.6	4.2
	村	39	0	5	30	4	0
		100.0	0.0	12.8	76.9	10.3	0.0

表 18 . (Q30) 補聴器の種類にアナログだけでなく、デジタル補聴器を取り入れることについて

		合計	大いに賛成する	賛成する	あまり賛成しない	まったく賛成しない	不明
全体		805 100.0	113 14.0	533 66.2	77 9.6	4 0.5	78 9.7
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	69 15.8	283 64.6	45 10.3	3 0.7	38 8.7
	区	17 100.0	2 11.8	11 64.7	3 17.6	0 0.0	1 5.9
	町	309 100.0	37 12.0	208 67.3	27 8.7	1 0.3	36 11.7
	村	39 100.0	5 12.8	29 74.4	2 5.1	0 0.0	3 7.7

表 19 . (Q32) 骨導式補聴器に関して、過去 5 年間ににおける交付実績は大まかにどの程度あるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	2 0.2	61 7.6	217 27.0	511 63.5	14 1.7
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	1 0.2	43 9.8	158 36.1	230 52.5	6 1.4
	区	17 100.0	0 0.0	4 23.5	7 41.2	5 29.4	1 5.9
	町	309 100.0	1 0.3	13 4.2	49 15.9	239 77.3	7 2.3
	村	39 100.0	0 0.0	1 2.6	3 7.7	35 89.7	0 0.0

表 20 . (Q33) 現状、製品が存在しない骨導式眼鏡型を削除することについて

		合計	賛成である	反対である	その他	不明
全体		805 100.0	436 54.2	79 9.8	259 32.2	31 3.9
市区町村_分 類別	市	438 100.0	253 57.8	51 11.6	121 27.6	13 3.0
	区	17 100.0	7 41.2	2 11.8	5 29.4	3 17.6
	町	309 100.0	156 50.5	24 7.8	114 36.9	15 4.9
	村	39 100.0	19 48.7	2 5.1	18 46.2	0 0.0

表 2 1 . (Q38) 個々の義肢装具の完成用部品の情報の入手方法

		合計	厚生労働省からの通知で調べる	メーカーに聞きカタログなどを入手する	テクノエイド協会の「義肢装具等完成用部品情報システム」で調べる	インターネットで調べる	学会の展示などで情報を入手する	義肢装具製作者に聞く	その他	不明
全体		805 100.0	478 59.4	107 13.3	210 26.1	320 39.8	3 0.4	282 35.0	68 8.4	13 1.6
市区町村_分類別	市	438 100.0	283 64.6	52 11.9	123 28.1	172 39.3	1 0.2	149 34.0	42 9.6	6 1.4
	区	17 100.0	12 70.6	7 41.2	8 47.1	10 58.8	1 5.9	8 47.1	3 17.6	0 0.0
	町	309 100.0	167 54.0	38 12.3	72 23.3	117 37.9	1 0.3	112 36.2	19 6.1	6 1.9
	村	39 100.0	15 38.5	10 25.6	6 15.4	20 51.3	0 0.0	13 33.3	4 10.3	1 2.6

表 2 2 . (Q39) 高機能で高額な部品使用について

		合計	高額でも必要であれば決定していきたい	義肢装具を使いこなしていることがわかれば、可能な限り出したい	更生相談所の判定に従って対応する	最低限機能するものを支給しているので高額なものはいらない	予算が少ないため高額な部品を出してはいけない	その他	不明
全体		805 100.0	117 14.5	89 11.1	641 79.6	19 2.4	6 0.7	13 1.6	13 1.6
市区町村_分類別	市	438 100.0	55 12.6	49 11.2	359 82.0	11 2.5	4 0.9	3 0.7	6 1.4
	区	17 100.0	3 17.6	3 17.6	13 76.5	1 5.9	0 0.0	2 11.8	0 0.0
	町	309 100.0	54 17.5	33 10.7	233 75.4	7 2.3	2 0.6	8 2.6	6 1.9
	村	39 100.0	5 12.8	4 10.3	34 87.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.6

表 2 3 . (Q40) 筋電電動義手に基本価格や製作要素価格の設定を希望するか

		合計	希望する	希望しない、現状のままが良い	不明
全体		805 100.0	413 51.3	311 38.6	81 10.1
市区町村_分類別	市	438 100.0	235 53.7	165 37.7	38 8.7
	区	17 100.0	9 52.9	6 35.3	2 11.8
	町	309 100.0	152 49.2	121 39.2	36 11.7
	村	39 100.0	16 41.0	18 46.2	5 12.8

(資料)

補装具費支給制度における判定状況ならびに種目構造のあり方に関する調査票

調査目的

本アンケート調査は、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、平成27年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）））「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究」（研究代表者白銀暁）から研究補助を受けて実施するものです。

身体障害者（「障害児」を含む）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所等の専門機関の意見等を参考に、市区町村において、その支給決定がなされております。しかしながら、平成24年度障害者総合福祉推進事業によるテクノエイド協会の調査等において運用場面での課題が指摘されており、平成26年度の補装具評価検討会においても議論されました。本アンケート調査は、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい適切な種目構造等の整理・明確化に役立てることを目的としています。

本調査でご回答をいただきます内容は、極めて重要なご意見となります。本調査は研究として行うものであり回答は任意ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

調査対象

市区町村の障害者福祉主管課、補装具費の支給決定事務担当者

回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

調査票のご返送方法

調査にご協力いただける場合は、本調査票に回答をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

ご返送の期限

平成28年1月29日（金）（必着）とさせていただきます。

本調査に対する問い合わせ先

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

福祉機器開発部福祉機器臨床評価研究室長 白銀暁（しろがねさとし）

Mail：shirogane-satoshi@rehab.go.jp TEL：04-2995-3100（内線2528）

誠に申し訳ございませんが、できるだけメールにてお問い合わせください。

なお、アンケートの発送・回収につきましては下記に委託しております。

株式会社リサーチワークス（担当：井野、半田）

〒140-0041 東京都中央区新富 1-14-3 TEL:03-5542-0460 / FAX:03-5542-0461

回答いただいた本調査票は、本研究の目的のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。なお、個々の自治体名を特定できない形でまとめた集計結果については、研究報告書、学術誌、学会報告などで発表、厚生労働省に報告することを予定しています。

(1) ご担当者名記入欄

市区町村名	
部署名	
住所	
担当者名	
電話番号	

(2) 市区町村の概要

Q1 貴市区町村の概要をご記入ください。

市区町村コード	
都道府県名	
人口(平成27年4月1日時点)	人
身体障害者手帳の交付件数 (平成27年4月1日時点の手帳所持者数)	件

(3) 補装具費支給決定の状況

Q2 障害者(18歳以上)の補装具費支給決定件数を、一般と特例に分けてご記入ください。

昨年度の支給実績の平均(1/12)または、昨年度のうち、平均的な1か月分の件数についてお答えください。

支給決定数には、新規交付だけでなく再交付や修理件数も含めてください。

「市区町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積書をもとに市区町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。

座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは座位保持装置として数えてください。

(一般)

障害者の支給決定件数	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件

重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

(特例)

障害者の支給決定件数	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

Q3 障害児（18歳未満）の補装具費支給決定件数を、一般と特例に分けてご記入ください。

昨年度の支給実績の平均（1/12）または、昨年度のうち、平均的な1か月分の件数についてお答えください。

支給決定数には、新規交付だけでなく再交付や修理件数も含めてください。

「市区町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積書をもとに市区町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。

座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置として数えてください。

（一般）

障害児の支給決定件数	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
座位保持いす	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

(特例)

障害児の支給決定件数	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
座位保持いす	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

Q4 補装具費の支給決定に係っている職員の職種を全てお答えください。(複数回答可)

1. 医師
2. 理学療法士
3. 作業療法士
4. 義肢装具士
5. ケースワーカー
6. エンジニア
7. 事務職
8. その他()

Q5 支給決定している見積り内容について理解していますか。

1. ほぼ自分たちで理解して内容確認をしている。
2. 内容が専門的であるため更生相談所をお願いしている。
3. その他()

Q6 Q5で選択肢「2」を選んだ方に伺います。
どのようなところが難しいかをご記載ください。

(4) 姿勢保持関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q7 姿勢保持関連補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）の支給において、該当種目がわかりにくいと感じることがありますか？

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない | } Q10へお進みください |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|

Q8 Q7で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

特に、どのような種目間で判断に迷うことがありますか？（複数回答可）

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 車椅子と車椅子フレームを用いた座位保持装置2. 電動車椅子と車椅子フレームに電動ユニットをつけた座位保持装置3. 座位保持装置と座位保持いす4. 座位保持装置と起立保持具5. 座位保持装置と頭部保持具6. その他 Q9をご回答ください（1~5を選んだ方はQ10へお進みください） |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

Q9 Q8で選択肢「6」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目と、もし可能であればその状況等を具体的にご記入ください。

--

Q10 姿勢保持関連補装具種目に関して、いくつかをまとめて整理することの必要性について、どのようにお考えですか？

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いに必要である2. 必要である3. あまり必要でない4. まったく必要でない | } Q13へお進みください |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|

Q12へお進みください

5. その他

Q11 Q10で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。
まとめて整理したほうが良いと考える種目は何ですか？

1. 車椅子と座位保持装置
2. 座位保持装置と起立保持具
3. 座位保持装置と頭部保持具
4. 座位保持装置と排便補助具
5. その他

Q12 Q11で選択肢「5」を選んだ方に伺います。

まとめたほうが良いと考える種目を具体的にご記入ください。

Q13 Q10で選択肢「3」・「4」を選んだ方に伺います。

まとめないほうが良いと考える理由は何ですか？

Q14 児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じることはありますか？

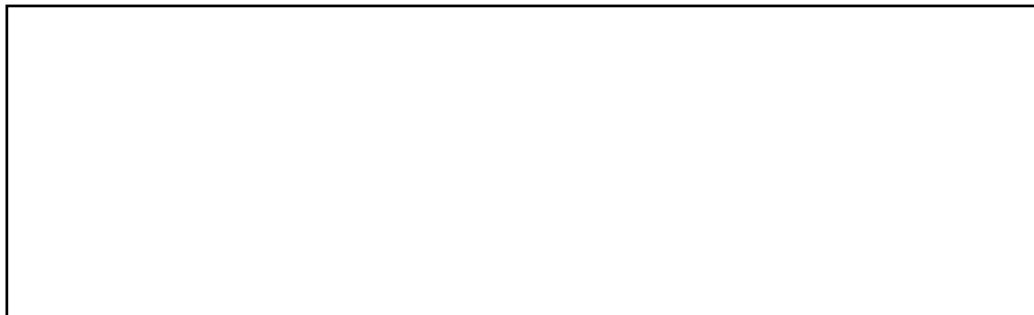
1. 大いにある
 2. 時々ある
 3. ほとんどない
 4. ない

Q15 児のみ対応の種目に関して、障害者対応種目とまとめて整理することの必要性について、どのよう
にお考えですか？

1. 大いに必要である
 2. 必要である
 3. あまり必要でない
 4. まったく必要でない

Q16 姿勢保持関連補装具種目（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部
保持具）に関して、貴自治体において要望の多い種目等についてご記載ください。

Q17 姿勢保持関連補装具種目（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。



Q18 その他、姿勢保持関連補装具種目（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）に関して、判断の際にお困りの点などありましたらご自由にご記載ください。



(5) 視覚障害関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q19 視覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがありますか？

<ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない	} Q21へお進みください	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------	--

Q20 Q19で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目を具体的にご記入ください。

Q21 現状、製品が存在しない盲人安全つえのベル、フラッシュライト、木製ポリカーボネート樹皮被膜付を削除することについて、どのようにお考えですか？

<ol style="list-style-type: none">1. 賛成である2. 反対である3. その他

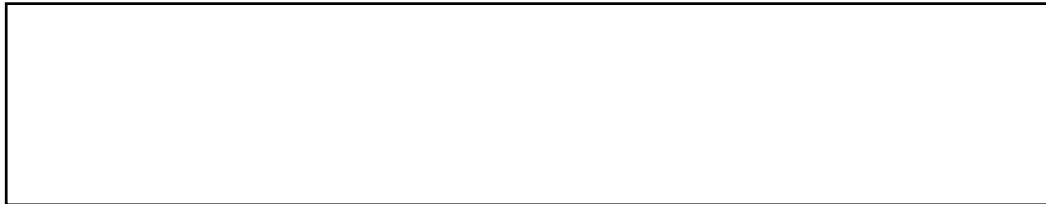
Q22 Q21における回答の理由をご記載ください。

Q23 視覚障害関連補装具に関して、貴自治体において要望の多い種目等についてご記載ください。

Q24 視覚障害関連補装具に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to provide a detailed response to question Q24 regarding visual impairment-related equipment.

Q25 その他、運用上の不明な点、問題点などあればお教えください。

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to provide a detailed response to question Q25 regarding other operational issues or points of concern.

(6) 聴覚関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q26 聴覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがありますか？

(例：重度難聴用と高度難聴用の適応範囲、ポケット型、耳かけ型、耳あな型の選択など)

<ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない	} Q28へお進みください	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------	--

Q27 Q26で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目を具体的にご記入ください。

Q28 聴覚障害関連補装具の修理において、該当種目に迷うことがありますか？

<ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない	} Q30へお進みください	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------	--

Q29 Q28で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目を具体的にご記入ください。

Q30 補聴器の種類にアナログだけでなく、デジタル補聴器を取り入れることについてどのように考えますか？

1. 大いに賛成する
2. 賛成する
3. あまり賛成しない
4. まったく賛成しない

Q31 Q30において、そうお考えになった理由をご記載ください。

Q32 骨導式補聴器に関して、過去5年間における交付実績は大まかにどの程度ありますか？

1. 大いにある
2. 時々ある
3. ほとんどない
4. ない

Q33 現状、製品が存在しない骨導式眼鏡型を削除することについて、どのようにお考えですか？

1. 賛成である
2. 反対である
3. その他

Q34 Q33における回答の理由をご記載ください。

Q35 聴覚障害関連補装具に関して、貴自治体において要望の多い種目等についてご記載ください。

Q36 聴覚障害関連補装具に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。

Q37 その他、運用上の不明な点、問題点などあればお教えください。

--

(7) 義肢装具関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q38 義肢装具についてはたくさんの完成用部品があります。個々のものについてどのようにして情報を入手しますか。

1. 厚生労働省からの通知で調べる
2. メーカーに聞きカタログなどを入手する
3. テクノエイド協会の「義肢装具等完成用部品情報システム」で調べる
4. インターネットで調べる
5. 学会の展示などで情報を入手する
6. 義肢装具製作事業者に聞く
7. その他()

Q39 義肢装具の補装具等完成用部品に掲載されている部品には、高額なものが増えてきています。高機能で高額な部品使用についてどのようにお考えでしょうか

1. 高額でも必要であれば決定していきたい
2. 義肢装具を使いこなしていることがわかれば、可能な限り出したい
3. 更生相談所の判定に従って対応する
4. 最低限機能するものを支給しているので高額なものは必要ない
5. 予算が少ないため高額な部品を出していけない
6. その他()

Q40 現在、筋電電動義手は特例補装具扱いのため基本価格や製作要素価格が設定されていません。基本価格や製作要素価格の設定を希望されますか。

1. 希望する
2. 希望しない、現状のままが良い

Q41 Q40における回答の理由をご記載ください。


Q42 義肢装具関連補装具に関して、貴自治体において特例補装具として申請が挙がってくる種目等がありましたらご記載ください。

A large empty rectangular box with a black border, intended for recording information. It is currently blank.

Q43 義肢装具関連補装具に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to provide a detailed response to question Q43 regarding prosthetic and supplementary equipment standards.

Q44 その他、運用上の不明な点、問題点などあればお教えてください。

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to provide a detailed response to question Q44 regarding other operational issues or points of concern.

(8) その他、現行制度における種目構造上の課題と提案

Q45 補装具費支給制度における種目構造上の課題について、大きな課題と思われる内容を具体的に記し、貴市区町村が提案するあるべき姿（理想像）をご記載ください。

課題	あるべき姿（理想像）

**アンケート調査は以上になります。
ご協力ありがとうございました。**

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

外国等における関連制度に関する調査

研究分担者 井上剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部長

研究要旨 補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的支給制度の根幹をなす制度として位置づけられている。本研究では、現行の補装具費支給制度の種目構造を見直すにあたり、海外の給付制度の状況を把握することを目的とする。今年度は、インターネットでの情報を基に、ヨーロッパを中心に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。

その結果、給付対象について国または地方自治体でリストを作成して、制度を運用することが主流であることが示された。ただし、リストの内容については、製品ごとのリストから用具の機能ごとのリストへと変更され、それに基づいた制度への改訂の流れがあることも示された。

給付種目については、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州と比較して、補装具費支給制度の特徴としては、移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないこと、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられた。これらの中では、日常生活用具でカバーされるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置については、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州の制度において、補装具費支給制度と同様に、車椅子に装着する物とそれ以外の物を別々にカテゴライズしていることが示された。

A．研究目的

補装具費支給制度は、戦後間もない昭和25年に施行され、我が国における福祉用具の公的支給制度の根幹をなす制度として位置づけられている。本制度では、現在、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子（児のみ）、起立保持具（児のみ）、歩行器、頭部保持具（児のみ）、排便補助具（児のみ）、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置の16種目が設定され、支給対象となっている。これらの種目構造は、歴史的な経緯の中で構築されたものであり、車椅子と座位保持装置のように境界が曖昧で、わかりにくい点があることが指摘されている。

このような福祉用具の公的給付制度は、世界各国で存在し、それぞれの状況に応じた制度が構築され、運用されている。本研究では、現行の補装具費支給

制度の種目構造を見直すにあたり、海外の給付制度の状況を把握することを目的とする。

B．研究方法

今年度は、主にインターネット上の情報を検索することにより、海外での福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集することとした。給付制度では、日常生活の利用を想定したものや、教育に資する制度、雇用に資する制度などがあるが、今回は、補装具費支給制度への還元を念頭におき、日常生活での利用を想定した制度に着目することとした。また、言語の制約があり、英語圏の情報を主に収集した。

（倫理面への配慮）

本研究は、インターネットを用いた情報収集であり、倫理的に配慮する点は特にない。

C . 研究結果

C 1 . 英国の状況¹⁾

英国において、福祉用具の給付に関連する主な法律制度としては、以下のものがあげられる。

- ・NHS (National Health Service Act) ;1997
- ・Chronically Sick and Disabled Act;1970
- ・NHS and Community Care Act;1990
- ・Community Care Act and regulations;2004

主たる給付主体は、地方自治体とNHSである。NHSは車椅子や歩行補助などの移動に関する機器、補聴器、視覚関連用具、コミュニケーション補助装置、義肢、装具を対象とした給付を行い、基本的に無料で提供される。また、地方自治体は、コミュニティ機器サービスを運営すると共にテレケアサービスも提供している。こちらも基本的には無料で提供される。コミュニティ機器は、支援を必要とする児童および成人が健康と自立性を維持するために、そしてできるだけ充実した生活をおくるために日常の必要不可欠な活動をすることを可能にするものである。種目として制限されたものではなく、例としては下記のものがある。

- ・在宅看護機器：圧力分散マットレス、ポータブル便器
- ・日常生活支援機器：児童用座位保持装置、シャワーチェア、立ち上がり補助便座、ティーポット・ティッパー(ティーポットからカップにお湯を注ぐのを補助する傾斜装置)、液体レベル表示器
- ・軽微な家屋改造：手すり、水道用レバー、照明の改善、色・コントラストの改善
- ・短期貸し出し用具：車椅子等で短期使用を目的とした場合に貸し出しのために用意されたもの。別途NHSサービスによりカバーされる。
- ・発話障害者用コミュニケーション用具
- ・テレケア機器：転倒感知器、ガス報知器、健康

状態のモニタリング機器

コミュニティ機器サービスは、必ずしもリストに基づいた給付とはなっていないが、国としてはナショナルカタログを発行し、統一化を進めている。

C 2 . オランダの状況¹⁾

オランダにおいて、福祉用具の給付に関連する主な法律制度としては、以下のものがあげられる。

- ・Act on Healthcare Insurance (ZVW)
- ・Act for Provision of Social Support (WMO)
- ・Act on Extraordinary Costs related to Illness (AMBZ)

ZVWでは、以下のような用具がカバーされており、基本的に無料で提供されている。

- ・日常生活動作用具：着替え支援用具、高さ調節可能なベッド、着脱容易な衣服
- ・意思伝達装置：使いやすく工夫されたコンピュータ、補聴器、拡声器、電話用拡声器
- ・医療用具：注射器、ガーゼ、眼鏡
- ・装具：頸部装具、整形靴
- ・義肢：上肢、下肢、膝、乳房
- ・把持用具：上肢・手指機能の代替用具、ロボットアーム
- ・移動補助具：白杖、補助券、エルボークラッチ、歩行器

これらの機器は、これまで国が定めるリストに基づいて、給付されてきた。しかし、近年、リストに基づいた給付から、機器の機能(ISO9999をベースとする)に基づいた給付に転換を図ろうとしている。

WMOでは、車椅子やスクータ、使いやすく工夫された自転車といった移動支援機器や、立ち上がり補助便座、浴室の改造、階段昇降機といった家屋内の環境改善をカバーしている。対象となる種目は地方自治体により異なるが、国としてはなるべく統一する方向で、調整を進めている。

AMBZでは、基本的な福祉用具(ベッド関連機器、パーソナルケア用具、歩行補助用具、車椅子、クッ

ション等)の短期間レンタルを提供している。

C 3 . デンマークの状況¹⁾

デンマークにおいて、福祉用具の給付に関連する主な法制度としては、以下のものがあげられる。

・ Social Service Act

デンマークでは、基本的にレンタル制度を採用している。また、一般製品についてもサポートが得られ、これについては半額を基本として補助される。権限はミュニシパリティ(いくつかの地方自治体の連合体)が持っている。給付対象となる機器(一般製品も含む)の完全なリストは存在しないが、下記の4つのカテゴリーに整理されている。

- ・一般的な家具類：テレビ、ビデオ、コンピュータ、デジタルカメラ等[これらについては給付の対象外となる]
- ・一般製品：[価格の半額の補助を受けることができ、所有することができる。福祉用具と同様な役割を果たす一般製品について、無料で提供を受けることができる。]
- ・個別対応が必要な福祉用具：個別適合が必要な車椅子等[ミュニシパリティが所有するが、リサイクルされることはまれである。]
- ・一般的な福祉用具：[ミュニシパリティが所有し、通常リサイクルされる。]

デンマークでは、原則的に給付される福祉用具にガイドラインや制限は存在しない。障害を補完したり、日常生活活動に参加するための物であれば、対象となる。用具そのものに焦点をあてるのではなく、用具の利用により向上する生活に焦点を当て、そのための幅広い用具という観点で、福祉用具をとらえている。ただし、同様の効果が得られる用具であれば、より安いコストの物を選択するという原則はある。

C 4 . ノルウェーの状況¹⁾

ノルウェーにおいて、福祉用具の給付に関連する

主な法制度としては、以下のものがあげられる。

・ Social Security Act

この制度の中で、福祉用具の利用は、障害のある人の個人の権利として位置づけられている。

ノルウェーでは、提供される福祉用具の範囲は広く設定されており、コミュニケーション補助、視覚補助、移動補助、住宅改修、補聴器、認知支援機器等が含まれる。ゲームやスポーツのための福祉用具も対象となっており、ゲームのためのスイッチや障害者のためのスキーも給付される。給付対象は、国の委員会にて設定されており、価格もここで設定される。原則的に、利用者の生活上の問題を解決するものであれば、給付対象となる。

ほとんどの福祉用具が無料で提供される。基本的にはレンタルである。

C 5 . イタリアの状況¹⁾

イタリアにおいて、福祉用具の給付に関連する主な法制度としては、以下のものがあげられる。

- ・ Framework Law 104/92: 障害者の支援、社会参加、権利に関する法律
- ・ Ministerial Decree 332/99: 支援と福祉用具の給付に関して規定されている。
- ・ Law 13/89: 個人の建物のアクセシビリティに関する法律

Ministerial Decree 332/99では、カバーされる福祉用具をNT(Nomenclature Tariffario)としてリスト化している。NTは、ISOの福祉用具の分類に従って整理されており、補助を受けるにはISOコードを付記する必要がある。福祉用具の給付は主に、NHS(National Health System) が担当している。

給付対象となる福祉用具のカテゴリーは保健省で決定され、NTにリストとして掲載される。リストは3種類あり、リスト1は主に個別適合が必要な機器であり、これらの機器については保証される固定価格も併せて記載されている。リスト2は主に既製

品であり、これらの機器については地方自治体で価格を設定する。リスト3は、主に人工呼吸器のように高度なメンテナンスを必要とする機器であり、これらは地方自治体で購入し、利用者に貸し出される。

また、リストに無い福祉用具が必要となった場合、自己負担で購入し、部分的な補助を受けることができる。その際、国の制度は建物のバリアーをなくするような場合をカバーし、地方自治体の制度は介護の軽減や自立生活の促進、家族支援などをカバーする。補助の金額についてはケース・バイ・ケースである。

C 6 . カナダ オンタリオ州の制度²⁾

カナダのオンタリオ州ではADP(Assistive Devices Program)を実施し、州内に住む身体障害者に対して中心的な支援と資金援助を提供するとともに、個々人の基本的なニーズに対応した有効な福祉用具を支給している。ADPによって保証される機器によって、個人のニーズに応じた福祉用具の利用により、身体障害者の自立を促進することを目指している。ADPで支給される福祉用具種目は以下の通り。

コミュニケーション機器

- ・電子人工喉頭
- ・コミュニケーションボード
- ・コミュニケーション機器の固定具
- ・テレタイプライター
- ・拡声器
- ・音声出力装置 (VOCA)
- ・人工喉頭
- ・書字補助機器

糖尿病用品

- ・グルコースモニタリング機器および関連消耗品。
- ・インスリン用注射器および針(65歳以上の利用者)
- ・インスリンポンプと消耗品

経管栄養機器/用品

- ・供給バッグ/コンテナ/チューブ
- ・ポンプ

聴覚関連機器

- ・骨導補聴器
- ・人工内耳
- ・補聴器
- ・個人用FMシステム
- ・テレタイプライター

矯正デバイス

- ・スタンディングフレーム
- ・腕、脚、および脊髄装具
- ・小児用起立保持具
- ・歩行用装具

ストーマ用品

- ・永久人工肛門、人工膀胱および消耗品

圧迫用品

- ・一次および二次性リンパ浮腫の圧縮衣類や袖
- ・圧力衣類や肥厚性瘢痕管理の装具(熱傷)
- ・主要なリンパ浮腫の連四肢ポンプ

義肢

- ・従来の義足と義手
- ・電動・筋電義手
- ・外部シリコン乳房プロテーゼ
- ・顎顔面口腔内補綴(口蓋リフト、栓子、下顎の拡張機能)
- ・顎顔面口腔外プロテーゼ(人工鼻、耳、軌道)
- ・義眼

呼吸用品/機器

- ・呼吸/心拍数モニタ(賃借のみ)
- ・コンプレッサー

- ・排水ボード
- ・気道陽圧システム (CPAP、APAP、バイレベル) (A DP-登録スリープラボのみ)
- ・打診器
- ・蘇生器
- ・指定された使い捨ての消耗品
- ・吸引器
- ・気管切開チューブ
- ・換気機器
- ・咳補助機
- ・酸素飽和度モニタ (OSM) (18歳以下が対象)

視覚補助用具

- ・オーディオブックの再生機
- ・点字タイプライター
- ・コンピュータのハードウェアと専用ソフトウェア
- ・光学式拡大器、(CCTVs)
- ・拡大鏡、単眼鏡、双眼鏡
- ・光学式文字認識 (OCR)
- ・特殊なメガネ、特殊なレンズ/コンタクトレンズ
- ・特殊な周辺機器 (例えば点字エンボス、点字ディスプレイ)
- ・装着型弱視用眼鏡および視野拡大用具
- ・標準の白杖

車椅子、座位保持具と歩行補助具

- ・手動車椅子、電動車椅子、電動スクーター
- ・手動車椅子用電動デバイスの追加
- ・座位保持装置 (クッション、背中と頭のサポートなど)
- ・座位変換形座位保持装置 (電動チルトとリクライニング)
- ・前腕杖
- ・歩行車
- ・小児用歩行器、バギー、起立補助具

C 7 . オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州の制度³⁾

オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州では、Health Support Services EnableNSWという制度の中で、福祉用具の給付がなされている。この制度で給付される福祉用具種目は以下の通りである。

コミュニケーション関連機器

- ・発声装置
- ・発声装置のためのコミュニケーションのソフトウェア
- ・スイッチを含む発声装置にアクセスするシステム
- ・マウス、キーボードや特殊なソフトウェアのようなコンピュータにアクセスするための機器
- ・固定具
- ・拡声器
- ・電子人工喉頭
- ・人工喉頭と消耗品
- ・話すための気管開口術
- ・文書や別の視覚的体裁の情報における読解、生産、蓄積を可能にするソフトウェア、装置
- ・聴覚補助装置と警報装置

移動支援機器

- ・歩行器
- ・エルボー・クラッチ

義肢

- ・義肢 中足骨および掌部より近位のレベルに限る

整形靴

- ・特別な深さと幅の整形靴
- ・医療レベルのオーダーメイドの整形靴

装具

- ・下肢装具

- ・キャリパー
- ・矯正用装具

圧迫帯

- ・リンパ浮腫の循環サポートのための圧迫帯

車椅子

- ・手動車椅子と付属品
- ・電動車椅子
- ・特別なバギー
- ・座位保持装置
- ・電動車椅子の操作用入力装置
- ・特殊な自動車シート

移乗機器

- ・床走行式リフト
- ・天井走行式リフト
- ・つり具
- ・スライディング・ボード、回転板
- ・自動車乗り込み用リフトおよび携帯スロープ
- ・電動昇降椅子

家庭用酸素療法器具

- ・酸素濃縮機（鼻管と拡張管の標準サポート）
- ・携帯酸素ポンプ
- ・予備ポンプ

継続的な完全気道圧縮装置

- ・C P A P機（基本のランプの特徴は4～20cm幅の圧力）
- ・正当な理由により供給される加湿器

非侵襲人工呼吸器

- ・非侵襲人工呼吸器（患者のニーズに基づいた自動モデル）
- ・ハイブリッド非侵襲人工呼吸器

持続的人工呼吸器

- ・家庭で使うための人工呼吸器
- ・電池と充電器
- ・機器のメンテナンスと修理契約

分泌物の抽出、管理、呼吸用の消耗品

- ・吸引装置 - 電気式で持ち運び可能
- ・分泌物の抽出機器
- ・加湿装置
- ・消耗品（使い捨てるもの、使い捨てでないもの）
- ・機器のメンテナンスと修理契約

ダイレクトケアサービス

- ・家族ケア支援のための家庭用人工呼吸器介護者派遣プログラム

防犯ブザーとモニター

- ・防犯ブザーシステムの初期セットアップ
- ・障害特徴別煙探知機
- ・感覚障害者用血圧・血液グルコースモニター

ベッドと寝具

- ・ハイ/ローベッド
- ・除圧マットレスとカバー
- ・睡眠姿勢保持具

栄養関連機器

- ・経腸栄養のポンプや消耗品
- ・飲食のための特別な機器 > \$100

装具（セルフケア用）

- ・上肢装具

姿勢保持装置

車椅子用以外の姿勢保持装置

- ・車椅子に取り付けられていない座位保持装置
- ・立位保持用装具

トイレ・シャワー用品

- ・トイレチェアー・シャワーをチェアー→\$100
- ・ポータブル便器

その他のセルフケア用具

- ・かつら

環境制御装置（ECU）

- ・障害者特別環境制御装置
- ・一般製品の改造
- ・スイッチとスキャナーを含む環境制御装置の入力システム
- ・固定用具

失禁対策用具

- ・使い捨てと使い捨てでない商品 - 供給制限適用

D. 考察

今回の調査より、給付対象について、リストを作成している国が主流であることが示された。しかし、イギリスのコミュニティ機器サービス制度では、リストに基づいた給付ではなく、またデンマークでは一般製品まで給付対象になっており、完全なリストは存在しないとの結果が得られた。オランダでは、給付対象となる製品のリストに基づいて制度が運用されてきたが、近年の動きで機器の機能に基づいたリストの作成が検討されている。この点は興味深い動向である。イタリアも、機能に基づいた給付種目リストを作成しており、オランダとの共通点が見られる。これらの機能に基づいた給付種目リストは、オランダ、イタリアともに、ISO9999福祉用具の分類と用語のコードを基に、作成されている。このよ

うな流れも、国際的に見られる可能性がある。

細かい給付種目リストが入手できたのは、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州であった。表1に、これら二つと日本の補装具費支給制度で給付される種目との対応を示す。この中で、最も広範囲をカバーしているのは、NSWの制度であり、これに対してオンタリオの制度は、移乗機器やベッド、環境制御装置などの用具がカバーされていない。これらと比較して、補装具費支給制度の特徴としては、オンタリオ同様に移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないことに加えて、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられる。これらの中では、日常生活用具でカバーされるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置について、オンタリオの制度では、移動関連の機器の中にカテゴライズされているが、NSWの制度では、車椅子に装着する物は車椅子の中にカテゴライズし、それ以外の物は姿勢保持装置の中に入っている。これは、補装具費支給制度の座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具に対応するものである。

E. 結論

今年度は、現行の補装具費支給制度の種目構造を見直すにあたり、海外の給付制度の状況を把握することを目的とし、インターネットでの情報を基に、ヨーロッパを中心に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。その結果、給付対象について国または地方自治体でリストを作成して、制度を運用することが主流であることが示された。ただし、リストの内容については、製品ごとのリストから用具の機能ごとのリストへと変更され、それに基づいた制度への改訂の流れがあることも示された。

給付種目については、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州と比較して、補装具費支給制度の特徴としては、移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないこと、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられた。これらの中では、日常生活用具でカバー

表1 カナダ、オーストラリアの給付種目と補装具費支給制度との対応表

カナダ・オンタリオ州	オーストラリア・NSW州	補装具費支給制度
コミュニケーション機器	コミュニケーション関連機器	重度障害者用意思伝達装置
糖尿病用品		
経管栄養機器 / 用品	栄養関連機器	
聴覚関連機器		補聴器
矯正デバイス	整形靴	装具
	装具(移動用) 装具(セルフケア用)	
ストーマ用品		
圧迫用品	圧迫帯	
義肢	義肢	義肢
		義眼
呼吸用品 / 機器	気道圧縮装置	
	非侵襲人工呼吸器	
	持続的人工呼吸器	
	分泌物の抽出、管理、呼吸用の 消耗品	
視覚補助具		盲人安全つえ
		眼鏡
車椅子、座位保持具、歩行補助具	移動支援機器	歩行器
	車椅子	座位保持装置
		車椅子
		電動車椅子
		歩行補助つえ
	姿勢保持装置	座位保持椅子
		起立保持具
頭部保持具		
	移乗機器	
	家庭用酸素療法用具	
	ダイレクト・ケア・サービス	
	防犯ブザーとモニター	
	ベッドと寝具	
	トイレ・シャワー用品	排便補助具
	その他のセルフケア用具	
	環境制御装置	
	失禁対策用具	

されるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置については、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州の制度において、補装具費支給制度と同様に、車椅子に装着する物とそれ以外の物を別々にカテゴライズしていることが示された。

また、各国の詳細な種目リストの収集が不十分であり、今後、それを中心に情報を収集し、補装具費支給制度の種目見直しに資する調査を進める予定である。

参考文献

- 1) Kevin Cullen, Donal McAnaney, Ciaran Dolphin, Sarah Delaney, Phlimena Stapleton, Research on the provision of Assistive Technology in Ireland and other countries to support independent living across the life cycle, Work Research Centre Dublin, 2012.
- 2) Assistive Devices Program, Types of Assistive Devices funded by the Ontario Ministry of Health and Long-Term Care, Ministry of Health and Long-Term Care, Ontario, Canada, <http://www.health.gov.on.ca/en/public/programs/adp/categories.aspx>, 2016
- 3) Categories of Assistive Technology

provided by EnableNSW, Health Support Services EnableNSW, New South Wales, Australia, 2016.

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給制度における義肢価格の推移について

研究分担者 我澤 賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 研究員

研究要旨

義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする一環として、義肢価格の推移を確認した。検討に当たっては、テクノイド協会による「平成 15 年度版 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準 義肢・装具等取扱要領」所収の義肢の構成例（適用例）に、様々な義肢の価格の試算を各年度価格および、現行制度の調査の元となった、製作費用実態調査結果（昭和 53 年度実施）により示された価格を適用し、それぞれの価格表に対応する義肢全体の価格を算出し、検討を行った。確認の結果、昭和 56 年以降これまで義肢の実質価格が大幅に低下した事例は確認できないこと、また平成 21 年度以降については昭和 53 年度調査結果に相当する義肢価格設定がなされていることが確認された。今後、作業時間や素材の使用分量等にかかる状況の把握を含めた、経時的な価格根拠把握プロトコルの開発を進めたい。

A. 目的

補装具費支給制度取扱種目のうち、義肢については、製作事業者の採算が厳しいことが、いくつかの研究で示唆されている。山崎[1]では義肢製作事業者を対象とした聞き取り調査の結果から、我澤 [2]、我澤ほか[3]では収益・費用データを基にした推計から義肢事業の採算の厳しさを示している。しかるに、その背景は必ずしも明確にはなっていない。

この点に関するひとつの視点は製作に係る費用が顕著に変化する要因があったか確認することである。これまでの研究でも個々の費用項目についての水準を明らかにする試みがなされてきた。近年素材単価の変化および人件費の単価については、厚生労働省により現状を踏まえた補装具価格改定がなされた（平成 20、21、26 各年度末）。しかし、人件費にかかる要素である製作時間、素材の使用分量を考慮した素材費総額の推定、ならびに「人件費、素材費、完成用部品購入費以外」の費用（以下、「その他の費用」）

の状況については課題が残されている。作業時間については、山内ほか[4]、我澤、山崎[5]は、義肢製作時間が制度の想定する水準（これは昭和 53 年度等に行われた実態調査に基づく）に較べ現状では長いことを調査結果に基づき指摘している。これらの研究のうち比較的近年（平成 23 年 12 月）に行われた後者の調査では義肢全体で制度想定比約 2 倍の作業時間を要しているとの結果であった。しかるに製作事業者間の結果数値のばらつきも大きく、またその背景としていくつかの要因（以前に比べ、外装など仕上がりへの利用者の要望水準が高い、物が多様化・複雑化している、完成用部品の高性能化によって調整する部分が増えている、など）は挙げられたものの、制度想定との時間差を説明しつくせているかという点において十分とは言い切れず、今後の研究が待たれる。また素材使用分量を踏まえた素材費の推定については、前掲山内ほか[4]の平成 7 年度の調査はあるものの、現況を把握する調査が必要である。これら作業時間・佐才使用分量の調査は計測上、計

測作業負担の大きさを抑えつつ、かつ基準の厳密化を測りながら、いかに必要なデータを得るかが課題である。他方、その他の費用については前掲我澤ほか[3]で比率が制度想定に較べ大きい可能性が示唆されているものの、調査方法上の制約から回答に誤差がある程度見込まれることからある程度の傾向は示唆できたものの、数値の正確さには課題が残っている。

義肢の不採算の背景を明らかにするもう一つの視点として、過去の義肢価格の推移のなかで、価格が大きく下がるようなできごとがあったか確認するということがある。義肢価格は制度発足時に実態調査を踏まえて設定されたあと、平成 20 年度末に調査結果を踏まえた改定が行われるまで、物価指数等を踏まえての変更が幾度が行われているもののその間物価の流れと大きく隔たるような改定があったのかどうか整理できていない。

そこで本稿では過去の義肢価格の推移を確認することで、設定価格面から義肢の不採算要因を見いだせるか確認する。

B. 方法

テクノイド協会による「平成 15 年度版 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準 義肢・装具等取扱要領」所収の義肢の構成例[6]（「義肢及び装具等の適用例」より。義肢部分、同書 p.177-244）の中から、表 1 に示すものを選択し、これについて「適用例」に記載された基本価格項目、製作要素、完成用部品から構成される義肢の価格の算出を行い、年度の経過に伴う推移について調べる。算出の対象年度としては、現行制度の元となった昭和 53 年度の調査結果[7]、ならびに実際の障害福祉制度における昭和 56, 60, 60 追加改訂（殻構造義肢。骨格構造義肢については昭和 61 の値）、平成 7, 8, 9, 15, 20, 21, 26 各年度の価格を調査し、基本価格、製作要素価格、完成用部品価格の合算を行うことで、昭和 53 年から平成 26 年の期間における、義肢・装具の代表的品種の価格推移を明らかにする。

各年度の義肢価格については、昭和 53 年度調査については調査報告書[7]を昭和 56 年度以降について

は当該年度の障害福祉制度における義肢価格を用いた。当該年度における価格表に平成 15 年度の適用例に記載された製作要素項目そのものがない場合、往時において対応する項目がある場合は、該当製作要素価格を加算した。また対応する項目が見当たらない場合は加算をしなかった。なお、完成用部品価格について、算出当該年度に登録がない場合は後述する「価格不明な箇所」のか推定方法により推定価格を算出した。

算出に当たっては 3 種類の指標を示すこととした。具体的には（1）当該年度価格そのものの推定したもの（名目価格）と（2）名目価格を平成 26 年度の国内企業物価指数（旧、卸売物価指数）で割り引いたもの（実質価格 1）、（3）名目価格を平成 26 年度の GDP デフレーターで割り引いたもの（実質価格 2）を試算した。

2 種類のデフレータのうち、国内企業物価指数は国内で生産した国内需要家向けの財（国内市場を経由して最終的に輸出するものを除く）を対象とし、原則、生産者段階における出荷時点の価格を調査したものであるのに対し、GDP デフレーターは GDP 算定上の最終需要項目として含まれるより広い財を想定した物価指数である。

なお、年度によっては「適用例」に記載された基本価格、製作要素、完成用部品の価格が不明な場合があった。算出方法は下記の通り。

名目価格

当該年度の該当基本価格、製作要素価格、完成用部品価格を合算する。

価格不明な箇所は、直近の年度（試算対象の次の期の値、それもなければ更に次の期の値を用いる）の価格を企当該年度価格で調整（参照年度デフレーター ÷ 当該年度デフレーターで除算）した価格とする。

実質価格 1

（平成 26 年度基準。デフレーターは国内企業物価指数（古い年次は、卸売物価指数を使用））

名目価格を平成 26 年度価格表示に調整（当該年度デフレーター ÷ 平成 26 年度デフレーターで除算）する。

実質価格 2

(平成 26 年度基準。デフレーターは GDP デフレーター)

名目価格を平成 26 年度価格表示に調整(当該年度デフレーター ÷ 平成 26 年度デフレーターで除算)する。

C. 結果

結果を表 2、および図 1 に示す。なお結果比較を容易にするため、価格の表示は昭和 53 年調査に基づく価格を 100 に基準化している。

表 2、図 1 の名目価格の項によれば、昭和 53 年調査価格に比べ、実際の障害福祉制度が現行の形になった昭和 56 年度の価格は骨格構造義手を除き低くなっている。また、実質価格では骨格構造義手も含め凡て低くなっている。これは 56 年度価格表に 15 年度の義肢提供例に記された該当製作要素等が見当たらないものがあつたことが大きく影響していると思われる(ただし、一部価格表での対応項目を見落としている可能性もなくはない点、留意が必要である)。この対応項目が見当たらないという問題は、昭和 60 年度追加改訂で解消している。この昭和 60 年度以降の名目価格はほぼ(一部義足の項目を除き)100 以上の数値が並んでいる。

最終期に当たる平成 26 年度の実質価格を見ると、デフレーターとして国内企業物価指数、GDP デフレーターのいずれの物価指数を用いたものでも、義手で 110 前後、義足が 90 台の値を示している。特に実質価格 1 (国内企業物価指数による)の場合、平成 21 年度の時点で概ね 100 前後の値を取っている。

D. 考察

表 2、図 1 見る限り、義肢価格は昭和 56 年度以降実質価格ベースで少なくとも減少基調にはないことが確認された。また、仮に国内企業物価指数の算定対象財と義肢製作所の購入する各種の財の価格動向が概ね一致するとすれば、平成 21 年度改定以降昭和 53 年調査結果の水準の費用に見合う価格設定が概ね実現しているとも考えられる。

しかるに目的の項で述べたように、平成 21 年度以降についても義肢の採算が厳しい状況は変わっていないと考えられる。以上のことから、義肢で採算の採ることのできる価格を算定するためには、作業時間や素材の使用分量等にかかる状況が昭和 53 年度調査の時点と変わっている可能性が強いことが改めて確認できたと考える。

E. 結論

義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする一環として、義肢価格の推移を確認した。確認の結果、昭和 56 年以降これまで義肢の実質価格が大幅に低下した事例は確認できないこと、また平成 21 年度以降については昭和 53 年度調査結果に相当する義肢価格設定がなされていることが確認された。今後、回答作業の負担の考慮や測定基準を厳密にすることから調査が比較的難しい、作業時間や素材の使用分量等にかかる状況の把握を含めた、経時的な価格根拠把握プロトコルの開発を進めたい。

F. 引用文献

[1] 山崎伸也：分担研究報告書「義肢・装具・座位保持装置供給制度の概要と現状の問題点」, 厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」(主任研究者 井上剛伸)平成 20 年度 総括・分担研究報告書, (2009) .

[2] 我澤賢之：分担研究報告書「義肢等製作にかかる限界費用の推定と価格算定式の導出」, 厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」(主任研究者 井上剛伸)平成 21 年度 総括・分担研究報告書, (2010) .

[3] 我澤賢之, 山崎伸也, 長瀬毅：分担研究報告書「義肢・装具・座位保持装置の製作費用調査」, 厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの

提案に関する研究」(研究代表者井上剛伸)平成 26 年度 総括・分担研究報告書, (2015) .

[4] 山内繁ほか:「義肢装具の工作法に関する調査研究報告書」, テクノエイド協会, (1996) .

[5] 我澤賢之, 山崎伸也, 長瀬毅: 分担研究報告書「補装具費支給制度の製作費用調査」, 厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究」(研究代表者 相川孝訓)平成 23 年度 総括・分担研究報告書, (2012) .

[6] 財団法人テクノエイド協会: 義肢および装具等の適用例, 平成 15 年度版「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準 義肢・装具等取扱要領」, II 義肢・装具等取扱要領, 財団法人テクノエイド協会, (2003) .

[7] 飯田卯之吉ほか:「補装具の種目, 構造, 工作法などに関する体系的研究」, 厚生省厚生科学研究(特別研究事業)昭和 53 年度特別研究報告書, (1979) .

G . 研究発表

1 . 論文発表

なし

2 . 学会発表

なし

H . 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1 . 特許取得

なし

2 . 実用新案登録

なし

3 . その他

なし

表1 試算対象とした義肢一覧

<p>殻義手</p> <p>ア. 上腕義手・装飾用 イ. 上腕義手・作業用 エ. 上腕義手・能動式（フック型手部付） オ. 肩義手・装飾用 カ. 肩義手・作業用 キ. 肩義手・能動式（ハンド型手部付） コ. 肩義手・能動式肩甲鎖骨切除用（フック型手部付） サ. 肘義手・装飾用 シ. 肘義手・作業用 ス. 肘義手・能動式（ハンド型手部付） ソ. 前腕義手・装飾用 チ. 前腕義手・作業用 テ. 前腕義手・能動式（フック型手部付） ト. 手義手・装飾用 ナ. 手義手・作業用 ニ. 手義手・能動式（フック型手部付） ネ. 手部義手 ノ. 手指義手</p> <p>殻義足</p> <p>ア. 股義足（受皿式） イ. 股義足・（カナディアン式） ウ. 股義足・作業用 エ. 大腿義足・差込式 オ. 大腿義足・吸着式 キ. 膝義足・差込式 ケ. 下腿義足・差込式 コ. 下腿義足・PTB式 サ. 下腿義足・PTS式 シ. 下腿義足・KBM式 ソ. 果義足 チ. 足根中足義足・足袋型 ツ. 足根中足義足・足袋型（B-6の場合） テ. 足指義足・足袋型</p>	<p>骨格構造義手</p> <p>イ. 肩義手・装飾用（ホスマー） ウ. 上腕義手・装飾用（オットボック） エ. 上腕義手・装飾用（オットボック） キ. 前腕義手・装飾用（ホスマー）</p> <p>骨格構造義足</p> <p>エ. 股義足・カナディアン式（オットボック） オ. 股義足・カナディアン式（ラポック） ナ. 大腿義足・吸着式（オットボック） い. 膝義足・常用（オットボック） う. 膝義足・常用（ラポック） く. 下腿義足・PTB式（オットボック） そ. 下腿義足・PTS式（オットボック） と. 下腿義足・KBM式（オットボック） ひ. 下腿義足・サイム用（ラポック） ふ. 下腿義足・サイム用（ハンガー）</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

義肢種別名の前の記号（カタカナ、ひらがな）は、適用例を示すテクノイド協会[6]の記載と合わせている。

表2 各種目の平均価格：数表（昭和53年度調査時点を100として基準化）

名目価格ベース

適用例	S53調査	S56	S60	S60追改*	H7	H8	H9	H15	H20	H21	H26
A. 般義手平均	100	80	91	102	120	121	121	121	119	124	128
B. 般義足平均	100	67	71	83	101	101	102	102	102	105	107
C. 骨格義手平均	100	108	109	102	118	118	118	116	116	117	121
D. 骨格義足平均	100	99	100	98	100	99	103	100	102	102	102
CGPI:国内企業物価指数	100	122.3	121.3	115.6	110.7	108.8	109.5	100.9	113.0	107.0	111.0
GDPデフレーター	100	112.5	122.1	123.9	135.8	135.3	136.4	126.4	119.6	118.1	113.5

実質価格ベース1：平成26年度基準価格。デフレーターは国内企業物価指数・卸売物価指数。

適用例	S53調査	S56	S60	S60追改*	H7	H8	H9	H15	H20	H21	H26
A. 般義手平均	100	66	75	88	108	111	111	119	106	116	115
B. 般義足平均	100	54	59	72	91	93	93	101	90	98	97
C. 骨格義手平均	100	88	90	88	106	108	108	115	102	110	109
D. 骨格義足平均	100	81	82	84	90	91	94	99	90	96	92

実質価格ベース2：平成26年度基準価格。デフレーターはGDPデフレーター。

適用例	S53調査	S56	S60	S60追改*	H7	H8	H9	H15	H20	H21	H26
A. 般義手平均	100	71	75	83	88	89	89	95	100	105	113
B. 般義足平均	100	59	58	67	75	75	75	81	85	89	94
C. 骨格義手平均	100	96	90	82	87	87	87	92	97	99	107
D. 骨格義足平均	100	88	82	79	73	73	76	79	85	87	90

* S60追改の項は、骨格構造義手・骨格構造義肢、物価指数（国内企業物価指数、GDPデフレーター）は、昭和61年の数値を使用。

国内企業物価指数のうち平成7年以前の数値は、旧指標に当たる卸売物価指数を用いた。

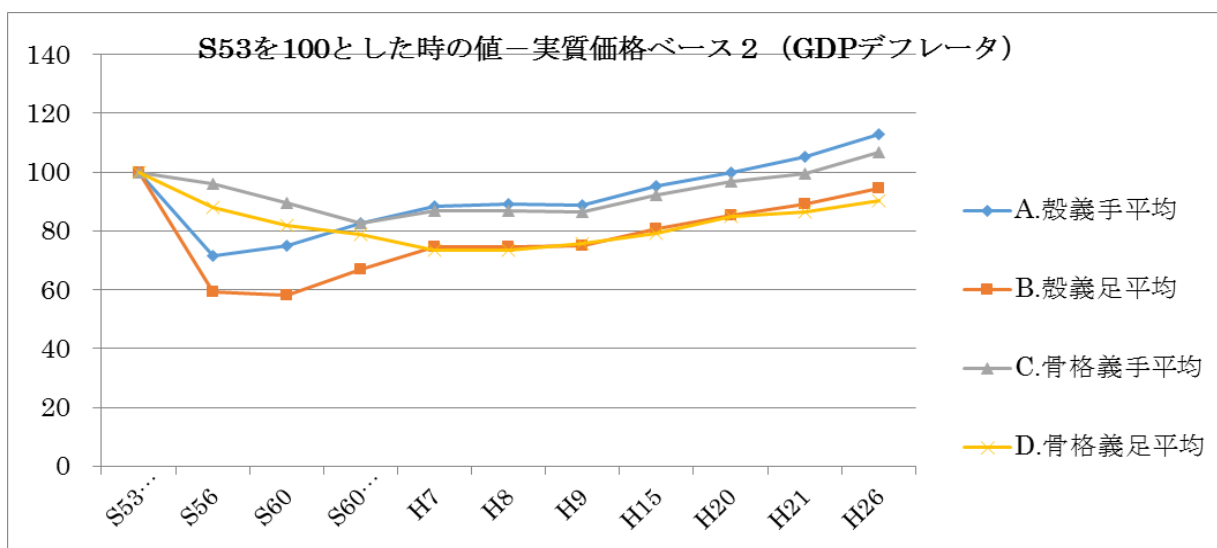
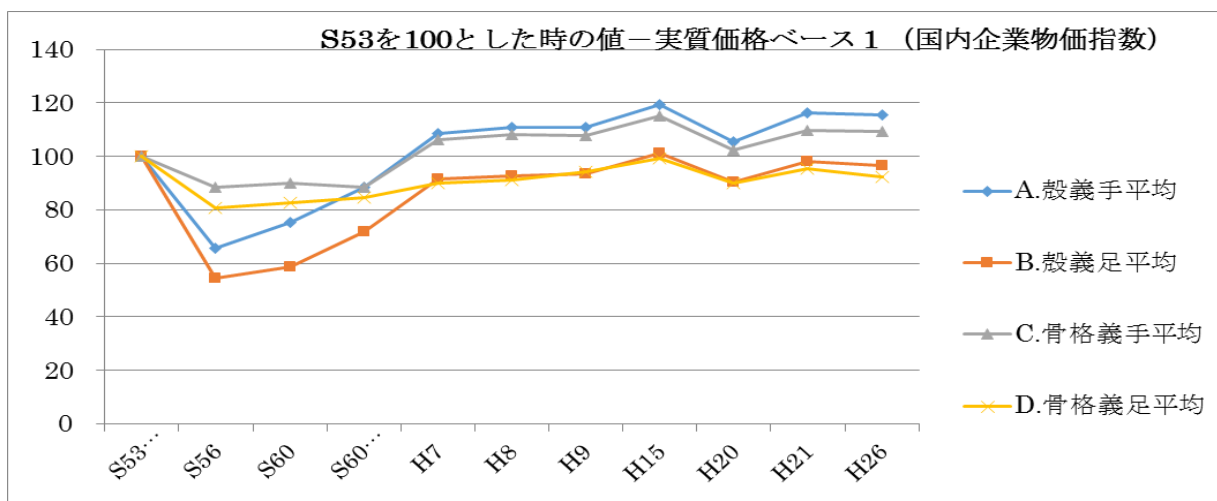
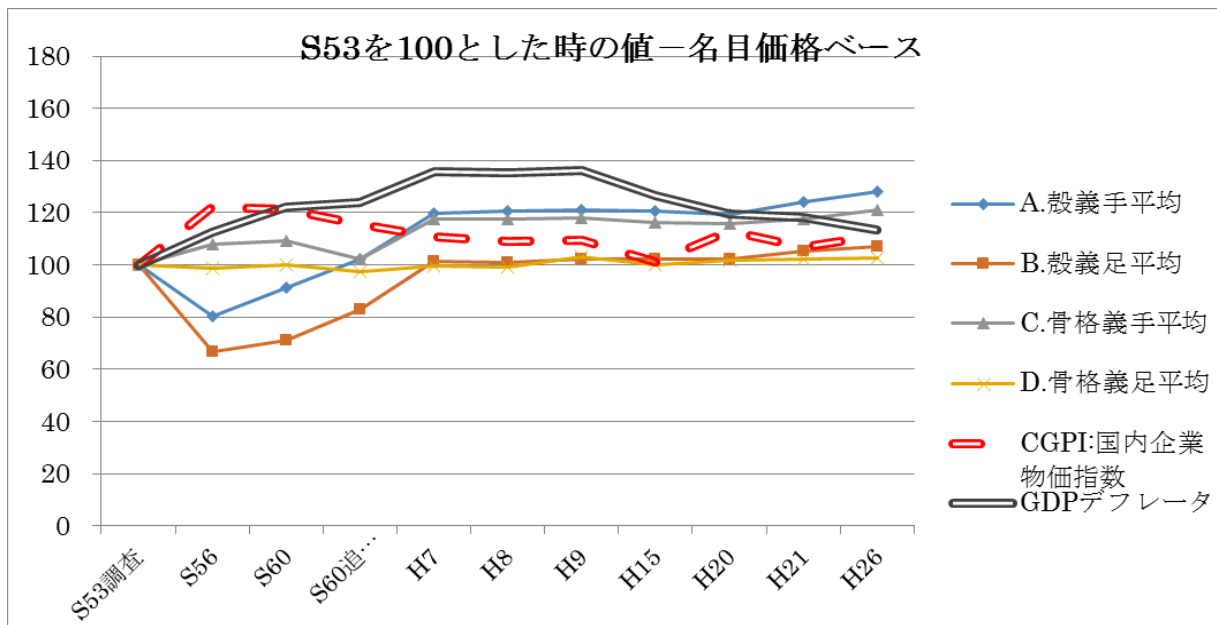


図1 各種目の平均価格：グラフ（昭和53年度調査時点を100として基準化）

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
なし					